

令和8年度研究事業実施方針(案)の概要 (厚生労働科学研究)

行政政策研究分野

事業概要(背景・目的)

社会・経済構造の大きな変化に対応した持続可能な社会保障制度を目指した不断の見直しは、最重要の課題である。社会・経済構造の変化と社会保障に関する研究を推進することにより、医療をはじめ各社会保障施策の費用対効果などの客観的根拠を得ることや、効果的・効率的な社会保障施策立案に資することを目標とする。

令和8年度概算要求のポイント

- 【新規】 出産に係る妊産婦への総合的な支援並びに費用及び給付に関する研究
- 【新規】 利用ニーズに基づくNDB等の医療ビッグデータに係る層別化教育プログラムの開発研究
- 【継続】 匿名レセプト情報等を用いた被保護者の健康課題に関する実態把握と効果的な疾病予防・重症化予防等に資する研究
- 【継続】 美容医療の適切な実施に係るガイドライン策定及び公的報告制度の報告項目の適切性確立のための研究

これまでの成果概要等

「OECDのSHA手法に適用可能な保健医療支出推計の速報化とCOVID-19関連費用算出に関する研究(令和6年度)」

研究により開発したSHAの速報化及びCOVID-19の関連費用の算出結果については、OECDに報告し、データベースに格納されており、保健医療支出に関する国際比較可能性が向上し、我が国における医療保険政策等を検討する際の基礎的なデータとして充実が図られた。

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

- ◆人口減少・少子高齢化
- ◆労働力減少
- ◆社会保障費増大
- ◆経済のグローバル化の進展
- ◆格差の拡大・貧困の固定化
- ◆雇用環境変化
- ◆世帯や家族のあり方の変化
- ◆医療の多様化

幅広い社会保障分野において、根拠に基づく政策の立案が必要
⇒ 部局横断的に人文社会科学系を中心とする研究課題を設定し、研究を推進。

出産に係る妊産婦への総合的な支援並びに費用及び給付に関する研究

出産に係る経済的負担の軽減に向け具体的な検討を行うため、分娩取扱施設や妊産婦等を対象に、妊産婦の状況、分娩に係る入院時の診療やサービス、費用の実態を把握するための調査を行う。

利用ニーズに基づくNDB等の医療ビッグデータに係る層別化教育プログラムの開発研究

匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）において多様化するユーザー（自治体や民間事業者等）やユースケース（クラウド上の利用や他の公的DBとの連結解析等）の状況を調査し、層別化した教育プログラムを開発する。

等

少子高齢化の進行・人口減少社会等、社会・経済構造の変化に対応できる社会保障制度の確立

事業概要(背景・目的)

公的統計は、統計法第1条において「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」とされている。令和5年に閣議決定された第Ⅳ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」における施策展開の基本的な視点は、「社会経済の変化に的確に対応する公的統計の府省横断的整備の推進」及び「統計の国際比較可能性の向上」を目指し、「ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進」のため、統計作成部局等は「品質の高い統計の作成のための基盤整備」及び「デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成」を実現することとされている。

社会保障をとりまく大きな状況変化及び治らない時代に対応するよう、上記の基本的な視点に基づく公的統計の整備に関する各種施策を実現し、公的統計の作成・提供・利用の基盤整備を推進し、政策を適切に企画立案するためのエビデンス(科学的根拠)を創出する。

令和8年度概算要求のポイント

【継続】我が国におけるICD-11によるコーディングの普及・教育に資する研究(令和7～9年度)

海外諸国のICD-11(国際疾病分類第11版)導入状況と課題に関する調査の実施と資料の作成、わが国の適用に向けた提言

【継続】ICFの多様な現場での実用化と統計への応用に向けた研究(令和7～8年度)

ICF及びICD(V章)を用いた評価手法の教育・普及による多様な現場でのICFの活用と、疾病統計への可能性の検証

【新規】International Classification of Health Interventions (ICHI) の国内への更なる普及促進に向けた研究

【新規】ICD-11準拠の統計基準を適用するに当たっての患者調査の傷病符号付けのための研究

これまでの成果概要等

【課題名】ICD-11の適用を通じて我が国の死因・疾病統計の向上を目指すための研究

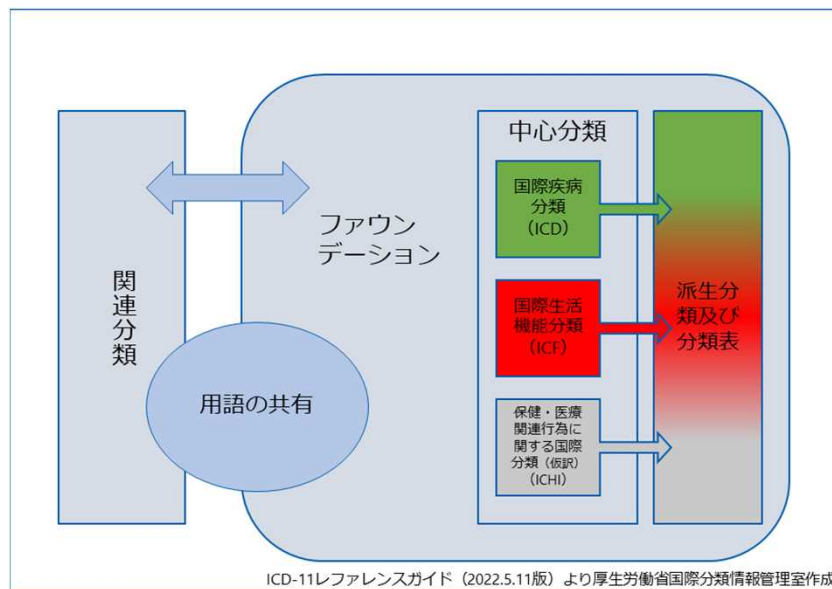
【概要】過去からの継続性、WHO分類との整合性を勘案し、ICD-11に対応した我が国における統計基準の死因分類表案及び疾病分類表案を作成した。(令和5～7年度:継続)

【成果の活用】社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会等において、「疾病、傷害及び死因の統計分類」の改正の検討を行う際の基礎情報とした。医学的分類として医療機関における診療録の管理等に活用されることが期待される。加えて、厚生労働統計にICD-11準拠の統計基準が使われ国際比較可能性が向上することで、国際比較を通じて我が国の現状や課題を把握し、社会保障関係施策の企画立案や課題解決に貢献する。

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

International Classification of Health Interventions (ICHI) の国内への更なる促進に資する研究

- WHO国際分類ファミリー(WHO-FIC)は、その中心分類としてICD、ICF、ICHIの3つを設けており、ICHIは保健・医療関連行為に関する幅広い情報をコーディングするため、標準化された共通言語として開発されている。2022年、WHOは約30年ぶりの改訂となるICD-11を発効し、ICHIについても、早期の採択を目指している。



- ICHIの我が国での活用・普及を更に促すとともに、国内での活用方法を確立し、医療現場への継続的な教育・普及を行う。
- 諸外国における活用検討状況を把握し、有意義な情報を参考に国内での活用方法の提案を行う。

ICD-11準拠の統計基準を適用するに当たっての患者調査の傷病符号付けのための研究

- ICD-11準拠の新たな統計基準に適用する最適化・効率化された自動傷病符号付け方法を構築するとともに、新たな統計基準による符号付けを患者調査に適用した場合の影響も検討する。
- ICD-11準拠の統計基準に則り疾病統計を作成する者に対し、新たな自動符号付けの手法を示す。さらに疾病統計の結果等を利用する者に対し、ICD-10準拠とICD-11準拠の統計基準における符号付けによる疾病統計結果への影響を提示する。

患者調査

■ 調査の目的

医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

■ 調査の対象及び客体

全国の医療施設を利用する患者を対象として、病院の入院及び退院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出した医療施設（病院：約 6,500、一般診療所：約 6,000、歯科診療所：約 1,300）を利用した患者を調査の客体とする。

■ 調査事項

性別、出生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、診療費等支払方法、紹介の状況、その他関連する事項

事業概要(背景・目的)

平成30年より「保健医療分野AI開発加速コンソーシアム」(以下、コンソーシアム)においては、保健医療分野における日本が強みを有する分野へのAIの活用やデータ利活用の環境整備等について議論を行い、令和5年2月に「ロードブロック解消に向けた工程表」及び「俯瞰図に基づくAI 開発促進のための工程表」をとりまとめた。

更に、生成AI(対応関係を持って学習させた内容とは別の、新たな回答を生成できるAI)の急速な技術革新に伴い、政府ではAI戦略会議、AI制度研究会が組織され、令和7年2月28日には、第217回通常国会に内閣府から「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」が提出される等、生成AI技術への期待や注目は大きく、保健医療分野においても生成AI技術の実装に向けた政策が求められる。

これらを踏まえ、引き続き、保健医療分野におけるICT・AIの開発・利活用の促進や医療データの利活用に向けた環境整備に資する研究に取り組む必要がある。

令和8年度概算要求のポイント

【新規】保健医療分野におけるICT・AI開発・社会実装に求められる環境整備のための研究

【新規】保健医療分野のデータ利活用環境の整備のための研究

【新規】保健医療分野におけるICT・AIを活用した現場の負担軽減や医療の質の均てん化、更なる精度向上に繋がる効率的なシステム開発と活用に向けた研究

これまでの成果概要等

・「クラウド上の医療AI利用促進のためのネットワークセキュリティ構成類型化と実証及び施策の提言」では、全国の医療機関が安全、安心かつリーズナブルな費用で医療AIサービスをクラウド上で利用できるようにすることを目標に、医療機関の類型化に基づいた最適なネットワークセキュリティ構成やシステム監査のルールを示すこととしている。(令和5～7年度)

・「ICTを利用した医師国家試験の評価方法の開発と検証のための研究」では、CBT医師国家試験の導入の実現に向けた課題等を抽出するために、全国50大学(令和7年2月末の予定)の参加によるトライアル試験を実施し、今後はトライアル試験を重ね、CBTシステム、試験環境、試験運用、CBT問題の作成・管理等について課題とその改善策を取りまとめ、CBT医師国家試験の実装に向けて提言を行う。(令和6～8年度)

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

・保健医療分野におけるICT・AI開発・社会実装に求められる環境整備のための研究

AI戦略2022やデータヘルス改革、保健医療分野AI開発加速コンソーシアムにおける議論を踏まえ、日本の保健医療分野におけるICT・AIの開発・社会実装に求められる環境整備に資する研究を推進する。

・保健医療分野のデータ利活用環境の整備のための研究

政府全体の「データ戦略」に基づいてデータの利活用が推進され、また厚生労働省でもデータヘルス改革が進行している。さらには、AIの開発や実装においても利用できるデータの充実や利活用環境の整備は非常に重要である。ICT技術を活用したデータ利活用環境の整備やデータ利活用の運用ルールの改善など、保健医療分野におけるデータ利活用推進の方策を提案する。

・保健医療分野におけるICT・AIを活用した現場の負担軽減や医療の質の均てん化、更なる精度向上に繋がる効率的なシステム開発と活用に向けた研究

ICT・AI技術の活用により、現場の負担軽減に繋がり、効率的で質が高く均てん化されたシステムを保健医療分野において幅広く提供するために、システム開発および活用に向けた基盤を構築する。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
ICTを利用した医師国家試験の評価方法の開発と検証のための研究					【目標】 ・「ICT・AI開発のためのデータの利活用環境の整備」 ・「ICT・AI技術の保健医療分野への応用及び実装」 ・「ICT基盤構築とAIによる、保健医療分野における教育の質の向上及び均てん化」	
ICTを基盤とする卒前卒後の臨床教育評価システムを利用した令和2年度臨床研修制度見直しに関する解析及びシームレスな医師養成を促進するための評価システム構築のための研究						
大規模言語モデル(LLM: Large Language Model)を活用した医薬品等の有効性・安全性評価のためのアウトカム抽出の方法論の確立に向けた研究						
臨床研究データベースにより承認申請に資する「質」と「信頼性」を持つリアルワールドエビデンス作成可能性を検討する観察研究						
ICT・AI技術等を活用した看護師等国家試験問題作問システムの検討とその実装に向けた研究						
NDBと次世代医療基盤法DBの連結における課題抽出と連結DB利用による薬剤有用性・安全性の研究						
			保健医療分野におけるICT・AI開発・社会実装に求められる環境整備のための研究			
			保健医療分野のデータ利活用環境の整備のための研究			
			保健医療分野におけるICT・AIを活用した現場の負担軽減や医療の質の均てん化、更なる精度向上に繋がる効率的なシステム開発と活用に向けた研究			

事業概要(背景・目的)

昨今の医療技術の発展は目覚ましく、最先端の技術が、社会に思わぬ影響を及ぼすことがある。特に近年は、ゲノム、ICT、人工知能(AI)等の新たに生み出された科学技術を社会実装してより一層イノベーションを推進していくことが重要であるが、これらの新たな技術がもたらす倫理的、法的、社会的諸課題(以下「ELSI」という。)が、既存の社会的枠組に与える影響が大きいことも認識されている。これらの新たな科学技術の開発と当該技術がもたらすELSIを検討する本研究事業を並行して行うことにより、イノベーションを加速させることを目指す。

令和8年度概算要求のポイント

- 令和8年度の新規課題の募集は行わず、令和7年度からの継続課題のみを実施する。
【継続】ゲノム情報による不当な差別等への対応方針策定とゲノム医療に関する啓発方法等の確立に資する研究

これまでの成果概要等

「保健医療分野におけるデジタルデータのAI 研究開発等への利活用に係る倫理的・法的・社会的課題の抽出及び対応策の提言のための研究」については、国内外のELSIの議論の動向も踏まえた対応策の提言、研究者や開発企業、医療現場等が活用できるガイドライン案等の作成を行った。(令和4～5年度)

「人を対象とする生命科学・医学系研究における患者・市民参画の推進方策に関する研究」については、医療分野の研究開発等におけるPPI(患者・市民参画)について、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」における記載案を作成している。(令和5～6年度)

事業概要(背景・目的)

再生医療や遺伝子治療、ゲノム医療などの先端医療については、再生医療等安全性確保法や臨床研究法、ゲノム医療推進法等、法令上の整備が進められてきた。近年も、ゲノム編集技術を応用した医療や異種移植等、日進月歩で新たな技術が生まれており、政策的な検討が必要な領域が拡大している。新たな先端医療技術の研究開発を推進し、早期の社会実装につなげるためには、これらの技術に対する適切な振興と安全性・有効性・倫理等の規制の両輪の整備が必要となることから、こうした先端医療技術に関する制度や政策について、研究開発の早期の段階から検討を行う必要がある。

令和8年度概算要求のポイント

実用化が期待される社会的要請の高い先端医療技術等に関して、適切な振興と適切な規制の両面について検討を行い、当該技術等の研究開発を着実に推進するために必要な政策的基盤を構築することを目指し、新規研究事業を立ち上げる。

【新規】 再生医療等の安全性確保に係るリスク分類および妥当性に関する研究

【新規】 臨床研究法に係る諸課題の解決に向けた研究

【新規】 ゲノム医療の推進に係る諸課題の解決に向けた研究

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

(1)再生医療等の安全性確保に係るリスク分類および妥当性に関する研究

再生医療等安全性確保法の規制の対象範囲について、特に細胞の分泌物(細胞外小胞)を用いた医療技術について、概念の整理を行い、法の対象に含める場合の適切な規制の体制に関して検討を行う。また、再生医療等のリスク分類におけるリスク評価の具体的な手法及び方法論について、これまでの法の運用等も踏まえて検討を進め、リスク評価を実施する。現在法の対象となっていない関連する医療技術等についても暫定的なリスク評価を行う。さらに、自由診療等で実施されている再生医療等の提供について、その妥当性の評価指標や評価プロセスについて検討するほか、法改正に伴い新たに法の対象となった特定核酸等を用いる再生医療等の計画において記載を求める事項に関しても新たな技術の進展を踏まえた検討を行う。

(2)臨床研究に係る諸課題の解決に向けた研究

臨床研究に関連する課題として、治験や諸外国での規制との整合性、認定臨床研究審査委員会の審査の質の確保、臨床研究中核病院に求められる機能・役割、臨床研究法の令和6年改正事項である「研究対象者の生命及び健康へのリスクが薬事承認済みの用法等による場合と同程度以下の適応外使用」として特定臨床研究から除外される研究の事例や運用課題の把握等について、調査・検討を行う。

(3)ゲノム医療の推進に係る諸課題の解決に向けた研究

ゲノム医療推進法に基づく基本計画を着実に推進するため、ゲノム医療を推進するにあたっての課題の抽出と検討、取り組むべき施策や目標の進捗状況のフォローアップを効果的に行うための手法と定量的な指標等について検討を行う。更に、5年後の基本計画の改定に資する基礎資料の作成を行う。

事業概要(背景・目的)

- 新型コロナウイルス感染症の世界的流行に代表されるように、地球規模の保健課題は、人々の健康に直接関わるだけでなく、国家の平和と繁栄に影響を及ぼし、さらには、人類社会と地球との共存という観点からも、国際社会の最重要課題の一つである。
- 我が国は、国を挙げて持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて取り組むとともに、国際保健関連の政府方針・戦略を近年相次いで策定し、令和6(2024)年には、厚生労働省国際保健ビジョンが取りまとめられた。我が国が、国際保健分野での我が国のリーダーシップの発揮を目指すこと、そして国際保健人材について、戦略的に活用・育成・保護・支援を図り、国際社会におけるプレゼンスを高めることが求められている。

令和8年度概算要求のポイント

- 令和8年度は、厚生労働省国際保健ビジョンの公表やATACH※への参加表明後、米国のWHO脱退表明などにより国際保健への対応が大きな変革期を迎えようとしていることも踏まえ、日本が国際保健課題の解決を主導するための研究を2つ新規に実施する。
 - 【新規①】不安定化する国際情勢を踏まえた健康危機、気候変動を含む国際保健行政に資する提言のための研究:
 - 【新規②】グローバルヘルス分野の国際機関におけるキャリア形成と幹部人材育成のための研究:
 - 継続研究課題については、2つの研究を優先的に推進する。
 - 【継続①】ユニバーサルヘルスカバレッジ(UHC)の新しい構成要素または周縁分野に関する政策分析研究
 - 【継続②】三大感染症等に関連する保健システム強化について我が国から行う国際機関への戦略的・効果的な関与に資する研究
- ※気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス(Alliance for Transformative Action on Climate and Health: ATACH)

これまでの成果概要等

- 「世界の健康危機への備えと対応の強化に関する我が国並びに世界の戦略的・効果的な介入に関する研究」(令和5～7年度):
世界の健康危機への備えと対応を強化するために、WHOにおける国際保健規則(IHR)の改正及びパンデミックの予防、備え及び対応に関する新たな法的文書の策定に向けて、様々な分野の専門的知識を踏まえ、交渉に資する具体的な技術的支援を行い、我が国が国際的な法的枠組みの構築に向けて主導的な役割をし、国際的なリーダーシップの強化に貢献した(令和6年度)
- 「ポストSDGsを見据えた新たなUHC指標開発に資する研究」(令和6～8年度):
「ポストSDGsで求められるUHCSCIの検討及び既存のSDGs指標3.8.1とのギャップ分析」(研究1)、「既存のUHCSCI(SDGs指標3.8.1)でカバーされていない保健関連サービスのUHCへの統合に関する国際的動向と指標の分析」(研究2)、「公的な保健医療保障制度に統合する政策決定の際に必要な価値基準(費用対効果、倫理観、環境配慮等)の分析」(研究3)に関し、研究論文や既存資料のレビューによる定性的分析を通して実施。(令和6年度)
- ASEAN等における高齢者介護サービスの質向上のための国際的評価指標の開発と実証に資する研究(令和5～6年度):
調査に基づく提言や国際会議等での発信を通じてASEAN諸国等における介護サービスの質の向上に貢献し、介護サービスの質に関する世界的な課題解決において日本が主導的な役割を果たすことに繋がった。(令和6年度)

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

令和8年度は、米国のWHO脱退表明などにより国際保健行政が大きな変革期を迎えようとしていることも踏まえ、日本が国際保健課題の解決を主導するための研究を2課題新規に実施する。

①不安定化する国際情勢を踏まえた健康危機、気候変動を含む国際保健行政に資する提言のための研究

【概要】グローバルヘルスは、人々の健康に直接関わるだけでなく、安全保障、経済、地球環境にも密接に関わる重要な課題である。一方、令和7年1月に米国がWHOからの脱退を表明するなど、国際保健を取り巻く状況はこれまでになく不安定な状況となっている。このような中、令和6年に改正された国際保健規則(IHR)の実施に向け、我が国でも対応を行う必要があるほか、新たな法的文書の策定に向けた議論は令和6年3月現在も継続中である。また、気候変動と健康は国際保健外交分野でも重要なアジェンダとなり、厚生労働省は令和6年5月にWHOが事務局を務めるATACH(気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス)に正式に参加を表明した。こうした、健康危機、気候変動を含む国際保健への対応において、不安定な国際情勢を踏まえつつ、我が国のプレゼンスの確保や貢献を行っていく必要がある。

令和8(2026)年

○過去の主要な国際保健分野の事例の分析を通じた日本の国際保健行政の特徴の抽出等、今後の国際保健行政のあり方に関する論点整理及び概念形成を行う。
○随時、IHR改正の実施や新たな法的文書の実施・具体化に向けた交渉等の国際会議へ向けた技術的支援を行う。
○随時、国際保健イニシアチブに関する会合に参加する。

令和9(2027)年

○論点整理等を踏まえ、地球規模課題の解決のための貢献に対し提案を行う。
○随時、新たな法的文書の実施・具体化に向けた交渉等への技術的支援を行う。
○随時、国際保健イニシアチブに関する会合に参加する。加えて、研究フォーラムを開催する。

令和10(2028)年

○我が国が国際保健への取り組みを戦略的に推進するための方針や具体的な方策を提言としてまとめ、国際会議で活用する。

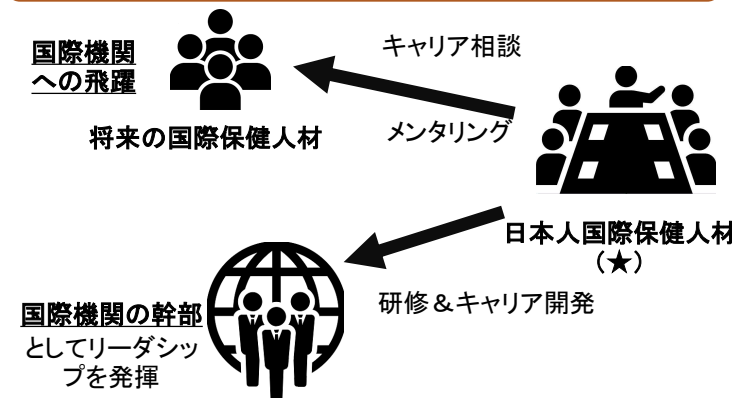
【研究成果の活用例】

- 主要国の取組等を我が国に還元し、我が国の国際保健行政の改善に資する。
- 保健関連の国際会議で戦略的・効果的に関与することが可能となる。
- 日本が各種保健関連の国際会議において主導的な役割を果たすことで、国際秩序の安定及び日本の国際的なリーダーシップの強化が期待できる。

②グローバルヘルス分野の国際機関におけるキャリア形成と幹部人材育成のための研究

我が国の国際保健人材が、国際機関幹部でより効果的にリーダーシップと専門的な能力を発揮できるよう、本研究が国際保健政策人材に対する研修プログラムを開発し、国際保健政策人材のキャリア開発支援を行う。

研修プログラム活用のイメージ (★はプログラム対象者)



【研究成果の活用例】

- 開発した研修プログラムを活用し、国際機関幹部人材候補者の能力強化や国際機関キャリアに対する興味喚起を行い、戦略的・効率的な国内の候補者プールの拡大や優秀な人材の送り込みと、国際機関等送り込んだのちの人材の定着に繋げる。
- 国際機関幹部での邦人職員の活動を、保健関連の国際機関団体に対するより戦略的・効果的な関与や、我が国の保健医療福祉及び関連産業の発展に繋げる。

疾病・障害等対策研究分野

事業概要(背景・目的)

令和5年3月に閣議決定された「第4期がん対策推進基本計画」の全体目標として「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」ことが掲げられ、「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」を3本の柱として設定し、がん研究はその基盤として位置づけられた。令和5年12月に策定された「がん研究10か年戦略(第5次)」も踏まえ、がん研究を着実に前進させ、その成果を患者やその家族、医療従事者等に届けることによって、わが国のがん対策全体の一層の充実を図る必要がある。本研究事業では、がん患者やその家族等、医療従事者のニーズと行政的ニーズを適切に拾い上げるとともに、「第4期がん対策推進基本計画」で求められている施策を推進するための方策の提案、がん対策の進捗評価等の成果を得る。

令和8年度概算要求のポイント

- 【新規】女性のがん検診受診率向上に関する研究
- 【新規】がんゲノム医療推進に向けたがん遺伝子パネル検査の実態把握とがんゲノム医療提供体制構築に資する研究
- 【新規】がん診療連携拠点病院等と患者団体や社会的人材リソースとの相互連携モデルの実装に資する研究
- 【新規】がん対策推進基本計画におけるロジックモデルの改善に関する研究

これまでの成果概要等

- ゲノム情報に応じたがん予防にかかる指針の策定と遺伝性腫瘍に関する医療・社会体制の整備および国民の理解と参画に関する研究(令和7年度継続中)
病的バリエーションに基づいた診断、治療、遺伝カウンセリング、サーベイランスといった診療を標準化するための指針をまとめ、「遺伝性腫瘍症候群に関する多遺伝子パネル検査(MGPT)の手引き 2025年版」を作成、公表した。(令和6年度)
- アピアランスケアに関する相談支援・情報提供体制の構築に向けた研究(令和7年度継続中)
「がん診療連携拠点病院におけるがん患者に対するアピアランスケア実装のためのワークブック」を作成し、アピアランスケア実装のために必要な内容を示した。また、自治体へのアピアランス支援についての調査も行い、その実態を明らかにした。

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

第4期がん対策推進基本計画(令和5年3月閣議決定)

がん研究10か年戦略(第5次)(令和5年12月策定)

がん予防

・女性のがん検診受診率向上に関する研究

⇒乳がん検診及び子宮頸がん検診の対象となる女性のがん検診に関する意識や受診状況等について実態把握を行い、課題を抽出するとともに、クーポンの配布等の受診勧奨施策について改善策等を提案する。

がん医療

・がんゲノム医療推進に向けたがん遺伝子パネル検査の実態把握とがんゲノム医療提供体制構築に資する研究

⇒令和元年6月に固形がんのがん遺伝子パネル検査が、令和7年3月に造血器腫瘍及びその類縁疾患を対象とするがん遺伝子パネル検査がそれぞれ保険収載され、その検査体制の確立と実態の把握が急務となっている。本研究は、我が国のがんゲノム医療の一層の推進を目的として、がん遺伝子パネル検査をとりまく実態調査やがんゲノム医療提供体制構築に対する提言の作成等を行う。

がんとの共生

・がん診療連携拠点病院等と患者団体や社会的人材リソースとの相互連携モデルの実装に資する研究

⇒第4期がん対策推進基本計画においては、がん患者に対する相談支援やピア・サポートにおいて、がん診療連携拠点病院等と患者団体等との連携が求められている。そこで本研究では、その実態や課題を整理した上で、有機的な連携方法について実装可能なモデルを構築し、検証を行う。

これらを支える基盤

・がん対策推進基本計画におけるロジックモデルの改善に関する研究

⇒第4期がん対策推進基本計画では、「施策の評価に当たっては、全体目標、分野別目標及び個別目標と各施策の関連性を明確にし、PDCAサイクルの実効性を確保するため、ロジックモデルを活用する。」とされている。令和7～8年度に実施される当該基本計画の中間評価を踏まえ、次期がん対策推進基本計画も見据え、ロジックモデルの改善を行うことを目的とする。

事業概要(背景・目的)

本研究事業では、研究内容を大きく3分野に分けている。

- 「健康づくり分野(健康寿命の延伸と健康格差の縮小、栄養・食生活、身体活動・運動等の生活習慣の改善、健康づくりのための社会環境整備等に関する研究)」において、個人の生活習慣の改善や社会環境の整備等による健康寿命の延伸等に資する政策の評価検討や、その政策の根拠となるエビデンスの創出を目指す。
- 「健診・保健指導分野(健診や保健指導に関する研究)」においては、効果的、効率的な健診や保健指導の実施(質の向上、提供体制の検討、結果の有効利用等)を目指す。
- 「生活習慣病管理分野(脳卒中を含む循環器疾患や糖尿病等の対策に関する研究)」では、生活習慣病の病態解明やその解決策となる政策提言により、治療の均てん化、生活習慣病を有する者の生活の質の維持・向上等を目指す。

この3分野の生活習慣病にかかる研究を着実に推進し、健康日本21(第三次)などで掲げられている健康寿命の延伸や健康格差の縮小、生活習慣病にかかる各目標を実現するためのエビデンスを蓄積する。また、循環器病については、循環器病対策基本法に基づき策定された循環器病対策推進基本計画に基づき研究を実施する。

令和8年度概算要求のポイント

「健康づくり分野」
【継続】「新たな睡眠指針に基づく適切な睡眠・休養取得のための介入方法の検討」では、個人が睡眠に寄与する自らの行動等を振り返るきっかけとなるツールや社会環境等を整備し、それらを用いた睡眠の量・質の向上のための介入方法等のエビデンスを整備する。

【新規】「健康寿命延伸を目指した禁煙支援のための研究」

「健診・保健指導分野」
【継続】「特定健康診査における問診・検査項目の必要性・妥当性の検証、及び新たな項目の検討のための研究」では、第5期特定健診等実施計画の策定に向け、問診・検査項目の妥当性、新規項目の必要性等の検討を行う。

【新規】「自身の健診結果等を個人が活用する際に必要な仕様に関する研究」

「生活習慣病管理分野」
【継続】「小児期・若年期に発症する循環器病に対する診療体制の充実のための研究」では、小児期・若年期に発症する循環器病に対する診療の現状と、他領域の診療科間の連携に係る課題についての実態調査を実施し、小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく提供するための医療提供体制の充実に向けた、今後の方向性に関する提言を行う。

【新規】「第3期循環器病対策推進基本計画における臨床指標の確立に資する研究」において、第3期循環器病対策推進基本計画等において指標として策定すべき臨床項目の整理と、第3期循環器病対策推進計画等で使用すべき臨床指標を提案し、指標収集を行う。

これまでの成果概要等

栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康等の生活習慣や健診・保健指導から、生活習慣病の病態解明や治療法の確立、生活習慣病を有する者の生活の質の維持・向上等まで幅広い課題に対して、その研究成果を施策に反映している。

- ・「健康づくりのための身体活動・運動の実践に影響を及ぼす原因の解明と科学的根拠に基づく対策の推進のためのエビデンス創出」において、身体活動・運動に関するエビデンスの整理を行い、検討会を行った上で、基準及び指針を定めた「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」を発出した。
- ・「特定健康診査および特定保健指導における問診項目の妥当性検証と新たな問診項目の開発研究」における研究結果が、第4期特定健診・特定保健指導等の見直しや「標準的な健診・保健指導プログラム」の改訂に貢献した。(令和5年度終了)
- ・「循環器病対策の進捗評価法の確立を目指した研究」において、第2期循環器病対策推進基本計画の中間評価を行うための適切な手法の検討とその検討に必要な臨床情報の収集を行った。また、これまでの我が国の循環器病対策の評価と第2期循環器病対策推進基本計画の進捗状況の把握等を行った。(令和7年度終了)

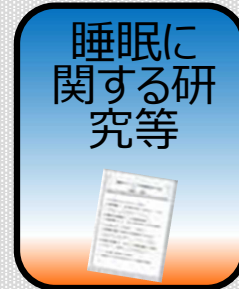
令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

「健康づくり分野」

(健康寿命の延伸と健康格差の縮小、栄養・食生活、身体活動・運動等の生活習慣の改善、健康づくりのための社会環境整備等に関する研究)

【新規】「健康寿命延伸を目指した禁煙支援のための研究」

次期健康日本21（国民健康づくり運動）の検討における喫煙率減少等の目標設定に資する基礎資料とするとともに、目標達成のための施策に反映する。



「健診・保健指導分野」

(健診や保健指導に関する研究)

【新規】「自身の健診結果等を個人が活用する際に必要な仕様に関する研究」

基盤となる標準的なシステムやフォーマットに係る研究や民間PHR事業者との連携に係る実証等を行い、必要な提言を行う。

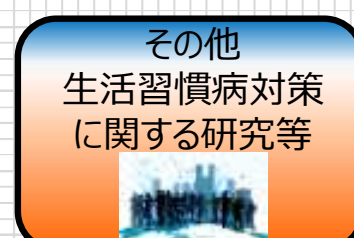


「生活習慣病管理分野」

(脳卒中を含む循環器疾患や糖尿病等の対策に関する研究)

【新規】「第3期循環器病対策推進基本計画における臨床指標の確立に資する研究」

第3期循環器病対策推進基本計画等において指標として策定すべき臨床項目の整理と、第3期循環器病対策推進計画等で使用すべき臨床指標を提案し、指標収集を行う。



「健康日本21（第三次）」や「循環器病対策基本法」で掲げられている健康寿命の延伸に資するエビデンスの創出

事業概要(背景・目的)

これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきている。また、女性の健康に関する研究においても、これまでは妊娠・出産や疾病等に着目して行われてきた。このため、女性の身体はライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であり、女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制も十分に構築されておらず、早急な対応を図る必要がある。令和5年6月に閣議決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針(女性版骨太の方針)2024」においても、女性の健康支援に関し、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性を踏まえ、女性の健康の包括的支援に関する研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発する事が求められており、女性の健康総合センターが創設されたことから、政策的に優先順位の高い課題となっている。

令和8年度概算要求のポイント

○女性の健康に関し、その心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性により生涯にわたる包括的な支援が必要との観点から、女性の健康ナショナルセンターの機能も踏まえ、女性の健康支援の評価方法、地域や職域における専門的かつ総合的な支援、人材育成、普及啓発等の提供体制のあり方について検討を行う

【新規】若年期から老年期に至るまでの切れ目のない女性の健康支援のための評価手法・健診項目の開発に向けた研究

【新規】健康寿命延伸に備えた女性の心身の健康支援のための普及啓発に向けた研究

【新規】女性の健康課題、特にやせ、飲酒等の課題の解決に向けた方策及び、新たな女性の健康課題の指標・目標の策定を推進するための研究

【新規】月経随伴症状に関連した健康課題の公衆衛生学的分析とその解決に向けた包括的研究

これまでの成果概要等

○保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究(令和3～5年度)

【概要】女性の健康を支援する人材育成・研修方法の開発、分野横断的で効果的な支援方法の開発や、保健・医療・福祉・教育・産業・地域等のシームレスな連携体制の構築につなげるための基礎資料や教材の作成を行った。

【成果の活用】女性の健康に影響を与える社会経済状況等に基づく支援の在り方に関する基礎資料を作成し、第5次男女共同参画計画で講ずべき施策を推進する際の基礎資料とする。

○性差にもとづく更年期障害の解明と両立支援開発の研究(令和4～6年度)

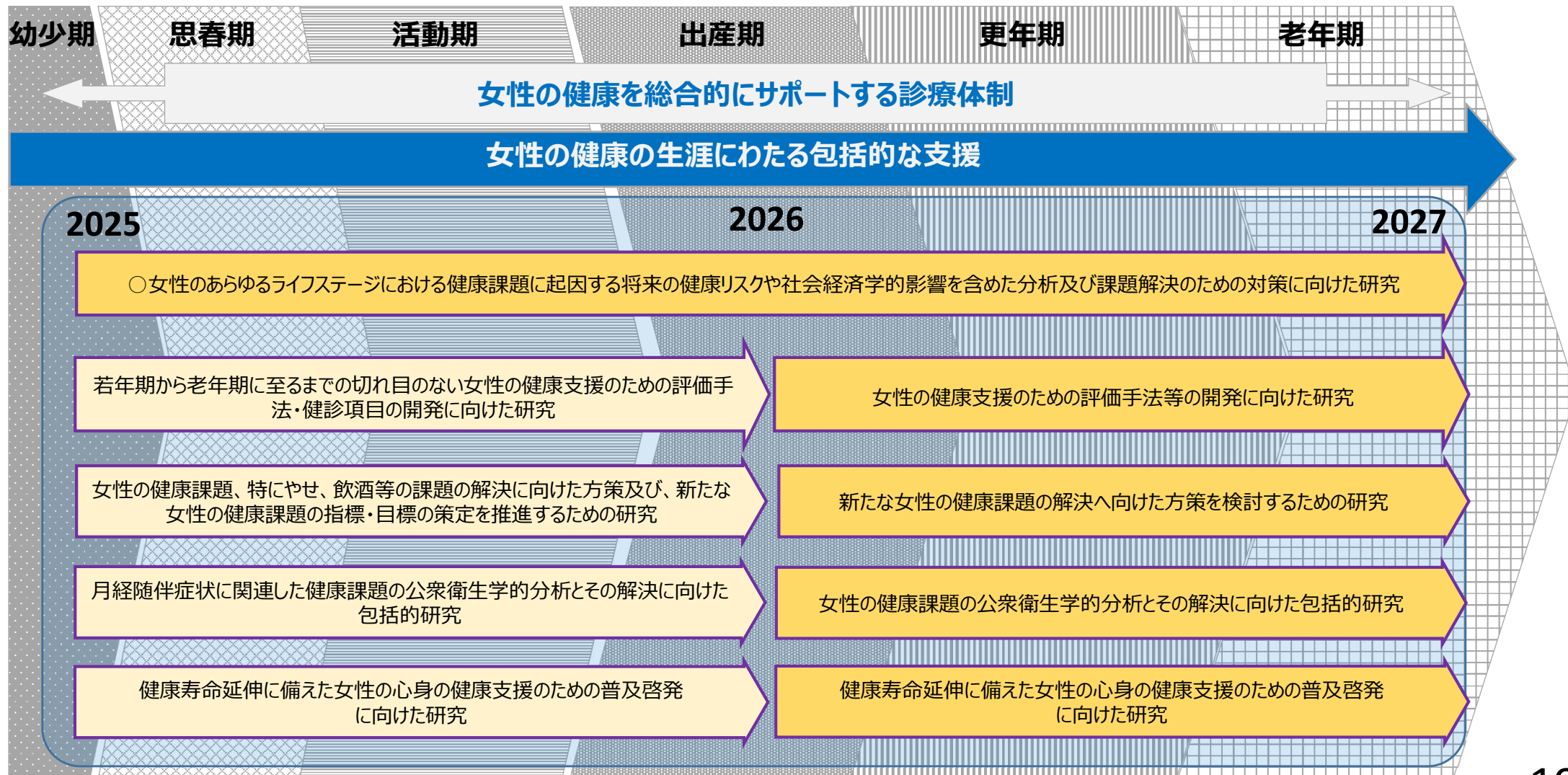
【概要】女性及び男性の更年期の健康課題に関して、国内外のエビデンスの収集・整理を行い、更年期症状の発生状況や受療行動、治療等に関する国内の実態把握を実施中である。さらに研究を推進して、更年期世代のニーズをより詳細に把握する必要がある。

【成果の活用】女性活躍が推進され、多様な働き方が広がってきた昨今、生活様式や疾病構造、就労状況の変化等を背景に、健康課題の変化も踏まえた新たな支援方法や対策を考える際の基礎資料とする。

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

【背景】

- これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきており、ライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る支援という視点が不十分であった。
- 女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制が十分に構築されておらず、我が国における実態を正確に把握した上で、適切に施策を講じていく必要がある。
- 今般、女性の健康の一層の推進を図るために、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することが求められており、関連する研究を推進し、その成果の普及及び活用を目指す。



事業概要(背景・目的)

平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)に規定されている難病を対象としている。具体的には、「発病の機構が明らかでない」、「治療方法が確立していない」、「希少な疾病」、「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病、および小児慢性特定疾病等に対して、全ての患者が受ける医療水準の向上、また、QOL向上に貢献することを目的としている。指定難病の348疾病のみならず、小児慢性特定疾病や、その他の広義の難病も含め、計92研究班(疾患別基盤研究分野15課題、領域別基盤研究分野64課題、横断的政策研究分野7課題、指定班6課題)でカバーし、関連学会と連携して、オールジャパン体制を構築している。なお、他の研究事業において組織的な研究の対象となっている、「がん(小児がんを含む)」「精神疾患」「感染症」「アレルギー疾患」「生活習慣病」等は、研究費の効率的活用の観点から、本事業の対象とはしない。

令和8年度概算要求のポイント

指定難病348疾患を中心とした難病診療向上のために研究を継続する。また、難病法等の見直しの議論を踏まえ、指定難病の医療費助成制度の対象疾病の診断基準案、指定難病データベース等に関する研究、全ゲノム解析等実行計画2022を踏まえた難病に関するゲノム医療推進のための研究等を実施する。

公募型	(新規・継続)疾患別基盤研究分野	指定型	(継続)小児慢性特定疾病対策の推進に寄与する基盤研究
	(新規・継続)領域別基盤研究分野		(新規)スモンに関する調査研究
	(新規・継続)横断的政策研究分野		(新規)難病患者の総合的支援体制に関する研究
			等

これまでの成果概要等

- 令和6年度の指定難病の追加において、指定の根拠となる科学的知見を提供した。(令和6年度)
- 指定難病の診療ガイドラインの作成により難病の普及・啓発、医療水準の均てん化に活用された。(令和6年度)

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

難病・小児慢性特定疾病の医療水準の向上や患者のQOL向上に資する研究

公募型では、難病・小児慢性特定疾病対策の推進に貢献するため、指定難病のみならず広義の難病及び小児慢性特定疾病を対象とし、以下の3分野において研究を推進する。

○指定難病348疾患を中心に難病診療向上のために研究を継続し、

- ・客観的な診断基準・重症度分類の策定や診療ガイドライン等の作成・向上に資する研究
- ・疾病の本態理解のための病因等の病態解明に向けた基礎的研究
- ・適切な医療提供体制の構築に資する研究

等を実施する

「疾患別基盤研究分野」：広義の難病だが指定難病ではない疾患について、調査・研究し、診断基準・重症度分類を確立する。

「領域別基盤研究分野」：指定難病348疾患全疾患及び一定の疾病領域内の複数の類縁疾病等について、疾病対策に資するエビデンスを確立する。

「横断的政策研究分野」：種々の分野にまたがる疾患群や、疾病によらず難病等の患者を広く対象とした研究を行う。

指定型では、行政施策の推進のため、当該研究課題を実施する者を指定し、課題を解決するための研究を行う。

【現状・課題】 難病法見直しの議論において、「難病診療連携コーディネーターや難病診療カウンセラーの役割を十分に生かし難病診療分野別拠点病院、難病医療協力病院との連携を図っていく必要がある。」、「医療費助成の受給の有無にかかわらず難病患者が利用できる支援があること及びその内容について、難病相談支援センターを活用した周知など、周知の強化を図るべき」とされていることから難病患者の総合的な支援体制の充実に向け検討を実施する必要がある。



「難病患者の総合的支援体制に関する研究」

- ・難病患者の実態把握と総合的かつ柔軟な支援対策の構築が求められ具体的な政策に寄与する提言および社会実装への試みを目的とした研究を行う。

アウトプット

- ・客観的な診断基準案・重症度分類の策定や診療ガイドライン等の作成
- ・指定難病にかかる情報整理
- ・指定難病患者データベース等の各種データベースの構築
- ・関連学会、医療従事者、患者及び国民への普及・啓発
- ・早期診断や移行期を含め適切な施設での診療等を目指す診療提供体制の構築
- ・適切な移行期医療体制の構築
- ・AMED難治性疾患実用化研究事業との連携
- ・複数の疾病領域に共通の課題に対するガイドラインや手引きの作成
- ・複数の領域別基盤研究分野の研究班の連携体制の構築

アウトカム

難病・小児慢性特定疾病患者に対し、良質な医療提供が可能となり、難病の医療水準の向上や患者のQOL向上等につながる。

事業概要(背景・目的)

平成30年7月に腎疾患対策検討会報告書が取りまとめられ、地域におけるCKD診療体制の充実や「2028年までに新規透析導入患者数を35,000人以下(平成28年比で約10%減少)とする」といったKPIや個別対策を進捗管理するための評価指標等が設定されている。また、令和5年度には腎疾患政策に係る取組の中間評価を行い、今後の方向性について示した。

本事業では、この報告書に基づくKPIの達成に向け、地域における対策の進捗状況や好事例等について、各都道府県に担当の研究者を配置し、オールジャパン体制で実態調査・情報公開を行うことを目的としている。また、地方公共団体や関連学会・関連団体等への助言や連携を適宜行いながら、地域の腎疾患医療提供体制に関するモデルを構築するなど、KPIの早期達成のためにより効率的・効果的な対策について検討を行う。さらには、関連学会等と連携して構築したデータベースの活用等により、疾病の原因、予防法の検討、及び疾病の治療法・診断法の標準化、QOLの維持向上、高齢患者への対応に資する研究、国際展開も見据えた研究等を実施する。

令和8年度概算要求のポイント

- 【新規】慢性腎臓病患者の身体的及び精神的症状緩和に関する実態調査研究
- 【新規】慢性腎臓病患者の在宅医療や在宅透析の普及に資する実態調査研究
- 【新規】医療者および患者の視点から見た災害に備えた腎不全患者の体制整備に関する研究
- 【新規】慢性腎臓病患者に特有の健康課題に対応する多職種連携での生活療養指導等の推進に資する研究
- 【継続】腎疾患対策検討会報告書に基づく地域における慢性腎臓病(CKD)対策の推進に資する研究
- 【継続】腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築研究

これまでの成果概要等

慢性腎臓病(CKD)患者に特有の健康課題に適合した多職種連携による生活・食事指導等の実証研究(令和5-7年度)
・CKD診療に対する多職種介入のエビデンスを蓄積し、診療報酬改定において「慢性腎臓病透析予防指導管理料」が新規に設けられた。(令和6年度)

ライフスタイルに着目した慢性腎臓病(CKD)対策に資する研究(令和5-7年度)
・CKD患者(透析患者及び腎移植患者を含む)の疾患やその治療が就労に及ぼす影響の現状、通院状況、治療内容などをアンケート調査を実施し、就労に関する実態の解明と課題の抽出を行った。復職・新規就労に有用な機関・制度・有用な社会制度について取りまとめ、「慢性腎臓量(CKD)における治療と仕事の両立に関する手引き」を作成した。(令和6年度)

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

平成30年度版腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理・社会実装、さらには、より効果的な対策の提案等をオールジャパン体制で実施することにより、2028年までに新規透析導入患者数を35,000人以下へ減少(平成28年比で10%減少)等のKPI達成や災害時のCKD診療体制確保に貢献する。

病期に応じた腎疾患対策の全体像

生活習慣病
の発症予防

発症

CKD発症予防
(原因疾病の重症化予防)

CKD
発症

・CKD重症化予防
・原因疾病の管理の継続
・合併症予防

・腎代替療法
・合併症予防

地域に
おける
医療提
供体制
の整備

項目例: 血圧、脂質、血糖、喫煙、
尿蛋白および血清クレアチニン等

受診勧奨

標準的な健診・保健指導プロ
グラム【平成30年度版】

紹介

「かかりつけ医から腎臓専門医
・専門医療機関への紹介基準」

健診

早期受診

かかりつけ医等

2人主治医制など
担当医間の連携

腎臓専門医療機関等

保健指導、受診勧奨
健診受診率向上(未受診者受診勧奨)

療養指導士等メディカル
スタッフとの連携

メディカルスタッフや他科専門医等との連携
最適な腎代替療法の選択、準備

普及
啓発

市民公開講座や資材等によるCKD認知度の上昇

逆紹介

通院患者へのCKD発症予防、重症化予防に関する知識の普及

各種ガイド、ガイドライン等で推奨される診療の均霑化

関連する疾患の治療との連携強化

CKD患者(透析患者及び腎移植患者を含む)のQOLの維持向上

腎臓病療養指導士の育成、かかりつけ医等との連携

関連する療養指導士等との連携強化

関連学会と連携したデータベースの構築

病態解明に基づく効果的な新規治療薬の開発

診療
水準の
向上

人材
育成

研究
開発の
推進

事業概要(背景・目的)

- (アレルギー疾患) アレルギー疾患対策基本法に基づく、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(平成29年策定、令和4年一部改正)により、総合的な疾患対策の推進が行われており、アレルギー疾患医療提供体制の整備、研究の推進等に取り組んでいる。
- (免疫・リウマチ疾患) 平成30年度にリウマチ等対策委員会報告書を発出し、「疫学研究の充実」「発症の根源的なメカニズムの解明」「発症前からの医学的介入」の必要性が示されている。
- (研究戦略) 平成31年に「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」を策定(令和6年に中間評価を実施)し、戦略に基づいて免疫アレルギー疾患を総合的に推進している。

令和8年度概算要求のポイント

増額

- ・ アナフィラキシー発症予防および初動対応の質向上に資する研究
…アナフィラキシーの原因別、患者に接する者の立場別に必要な情報を整理し、発症予防と、迅速で適切な対応が可能になるような啓発のための資料作成
- ・ アレルギー疾患対策に関する行政施策の評価に資する研究
…基本指針に係る施策取組の進捗評価に基づいた、アレルギー疾患に係る医療提供体制、情報提供・普及啓発、研究に関する更なる調査と分析

新規

- ・ アレルギー疾患による社会生活支障の実態を把握する研究
- ・ 関節リウマチ医療提供体制をふまえた専門診療水準の向上および均てん化に資する研究
- ・ メディカルスタッフによる関節リウマチ患者の相談・指導の実態調査研究
- ・ アレルギー疾患の発症と疾病構造変化を調査分析する研究

これまでの成果概要等

- ・ 免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく着実な研究推進と臨床研究基盤構築に資する研究【令和6年度終了課題】
…免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の前半5年間の研究実績に対して、各戦略が定める研究事項の成果・課題等を評価。令和6年11月の中間評価とりまとめのための、中間評価報告書案および概要案を作成した。
- ・ 関節リウマチ診療ガイドライン改訂による医療水準の向上に関する研究【令和5年度終了課題】
…関節リウマチの診療に関する最新のエビデンスを集積し、関節リウマチ診療ガイドライン2024改訂版が作成され、令和6年5月に発行。

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

アレルギー疾患対策基本法・基本指針

- ・アレルギー疾患医療提供体制の整備
- ・啓発及び知識の普及、アレルギー疾患予防
- ・地域のアレルギー疾患医療の均てん化
- ・疫学、基礎研究、および臨床研究等の推進

リウマチ等対策委員会報告書

- ・医療の提供：診療連携体制のあり方、標準化・均てん化
- ・情報提供：相談体制の充実
- ・研究開発の推進：疫学研究、発症メカニズム、早期介入

「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」

- ・免疫アレルギー疾患の根源的な本態解明による、「革新的な医療技術に基づく層別化医療および予防的・先制的医療」の実現
- ・産学官民の結集し、国際的な研究開発を進められる仕組み作りを行い、社会への効果的な還元
- ・各疾患の特性に基づく予防法や治療法を広く社会に普及させ、ライフステージの特性に応じた医療の最適化、防ぎ得る死をゼロに

アレルギー疾患による社会生活支障の実態を把握する研究

- 治療と仕事の両立支援推進の観点から、アレルギー疾患が社会生活に与える影響について小児期～移行期成人期までのライフステージ毎に調査研究を行う。

関節リウマチ医療提供体制をふまえた専門診療水準の向上および均てん化に資する研究

- 関節リウマチ診療において、専門診療水準の更なる向上、均てん化を促進する資材作成を目指す。

メディカルスタッフによる関節リウマチ患者の相談・指導の実態調査研究

- 過去の厚労科研成果物の知見および治療と仕事の両立支援推進の観点から、関節リウマチ患者に対する相談・指導の実態調査を行う。

アレルギー疾患の発症と疾病構造変化を調査分析する研究

- 過去と近年のアレルギー疫学研究を紐づけたアレルギー疾患の疾病構造の変化を分析し、最近注目されるようになってきたアレルギー疾患についての調査手法の立案を行う。

事業概要(背景・目的)

移植医療は、任意・善意の下でのドナーによって初めて成立する医療である。ドナーの意思を最大限尊重する必要があり、ドナー・レシピエント双方にとって安全で公平な医療が求められている。本研究事業により得られる基礎資料や政策提言等を通じて、適切に移植医療を提供するための施策の見直しや制度設計、政策の立案・実行等につなげる。

令和8年度概算要求のポイント

〈臓器・組織移植分野〉

- ・【増額】臓器提供に係る医療者教育に資する研究。
医療職に対する教育や病院に対する啓発を進め、臓器提供に関する情報の提示を行う環境の整備を推進する。

- ・【新規】臓器提供にかかわる医療者の行動変容に資する研究
- ・【新規】移植実施施設の院内および連携体制強化に資する研究

〈造血幹細胞移植分野〉

- ・【増額】臍帯血移植体制の強化・効率化と移植成績向上のための研究
公的さい帯血バンクの体制を見直し臍帯血の効率的な確保を行い、新規の臍帯血を用いた細胞療法開発を行う。
- ・【新規】新たな末梢血幹細胞採取法の普及による非血縁者間末梢血幹細胞移植の効果検証および今後の活用に関する研究

これまでの成果概要等

〈臓器・組織移植分野〉

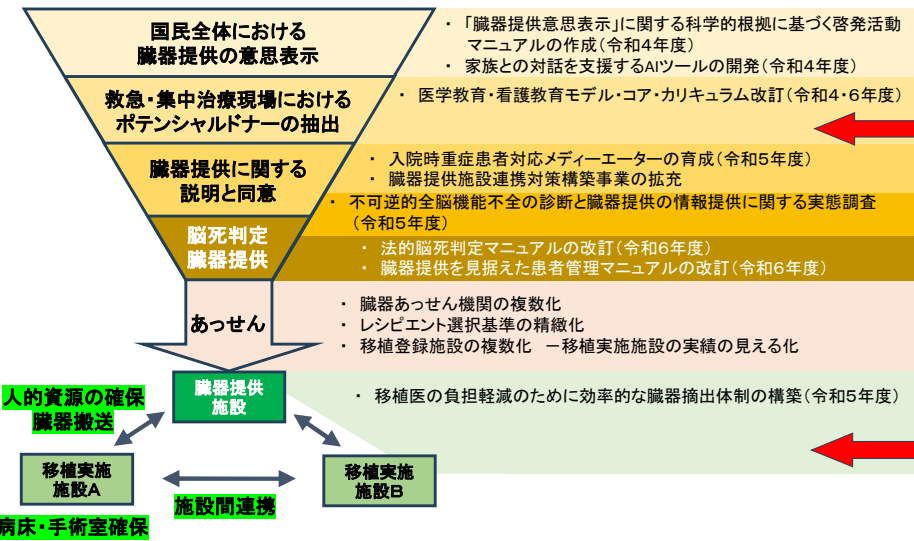
- ・「臓器提供意思表示」に関する科学的根拠に基づく啓発活動マニュアルの作成(令和4年度)
- ・家族との対話を支援するAIツールの開発(令和4年度)
- ・不可逆的全脳機能不全の診断と臓器提供の情報提供に関する実態調査(令和5年度)
- ・入院時重症患者対応メディーエーターの育成(令和5年度)
- ・法的脳死判定マニュアル・臓器提供を見据えた患者管理マニュアルの改訂(令和6年度)

〈造血幹細胞移植分野〉

- ・採取担当医師に対する安全研修会の実施、ドナー適格性判定基準の公開(令和4年度終了)

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

〈臓器・組織移植分野〉



(1)臓器提供にかかわる医療者の行動変容に資する研究

「脳死とされうる状態」に該当する者のうち、実際に当該状態と診断された者の割合は、約30%にとどまる。近年臓器提供体制が拡充され、臓器提供数は漸増しているものの、患者対応の第一線で活躍する医療チーム内での終末期対応や臓器・組織提供への意識向上が、今後臓器提供数増加に向けて改善する余地があると思われる。本研究課題では、近年の臓器提供体制の拡充による救急・集中治療現場の診療実態や臓器提供に関する意識の変化に関して量的及び質的に客観的評価を行い、今後の課題を抽出し、終末期対応や臓器・組織提供への意識向上や行動変容に向けた臓器・組織提供医療体制の構築や、教育・研修等の策定の取り組みに繋げる。

(2)移植実施施設の院内および連携体制強化に資する研究

令和5年 移植実施施設における移植実施の辞退数等に関する集計結果によると、移植実施の辞退理由の2番目に「院内体制」が挙げられた。臓器提供施設に多数の医師を派遣することも間接的に院内体制整備に多大な影響を及ぼしている。このような状況に鑑み、臓器の別なく、移植実施施設の院内体制および移植実施施設間の連携強化が喫緊の課題である。本研究課題では、臓器摘出術・臓器移植術における人的リソース・病床・手術室確保・施設間連携等に関する現状のデータを全国規模で収集し、課題の抽出、シミュレーションによる検証を実施する。これらを通じて、院内体制および移植実施施設間の連携強化に向けた指針や提言を作成することで、院内体制による移植実施辞退を軽減し、移植希望者へ確実に臓器を届けるための体制構築に繋げる。

〈造血幹細胞移植分野〉 新たな末梢血幹細胞採取法の普及による非血縁者間末梢血幹細胞移植の効果検証および今後の活用に関する研究

▶移植源別非血縁者間移植件数

年	骨髓	末梢血幹細胞	臍帯血
令和元年	994	240	1,379
令和2年	841	250	1,497
令和3年	878	303	1,304
令和4年	751	310	1,335

末梢血幹細胞移植の普及、治療成績向上

採取の体制整備

- 持続型G-CSFを用いた末梢血幹細胞採取の体制の実態

末梢血幹細胞採取成績

- 持続型G-CSFの投与実績、成績に関する調査

我が国の非血縁者間造血幹細胞移植において、末梢血幹細胞移植の割合は年々上昇しており、骨髓バンク登録されたドナーにおいても実際の移植時に末梢血幹細胞が選択される割合も上昇している。末梢血幹細胞移植の採取において、持続型G-CSFが令和4年より導入され、普及が進んでいる。G-CSF製剤は末梢血幹細胞採取において、末梢血幹細胞の血液中への動員促進に用いられる薬剤である。持続型G-CSFの使用で入院期間の短縮、連日の投与が必要であった通常のG-CSFと比較した投与回数の軽減等といった利点もあるが、同時に外来での管理が必要であり、導入には各施設の設備や連絡体制が重要となる。今般、導入から3年程度経過した持続型G-CSFの投与実績や成績などの実情を調査するとともに、今後の効果的かつ効率的な末梢血幹細胞採取および移植体制について検証する。

事業概要(背景・目的)

多くの国民が抱える慢性の痛みがQOLの低下を来す一因となっているという背景から、「今後の慢性の痛み対策について(提言)」(平成22年9月、慢性の痛みに関する検討会)に基づき総合的な痛み対策を遂行している。ニッポン一億総活躍プランおよび骨太方針に慢性疼痛対策が取り上げられ、その一層の充実が求められている。

慢性疼痛については、器質的要因だけでなく、精神医学的、心理的要因からの評価・対応も必要であるため、診療科横断的な多職種連携体制で、認知行動療法を含めた多角的なアプローチにより診療をおこなう痛みセンターの構築を進め、現在全国37箇所まで拡大してきているなど、着実な成果を上げてきている。

本事業では、痛みセンターを中心とした診療体制構築及び充実、痛みセンターでの診療に関するレジストリを活用したガイドライン等の整備、さらには、疾病の原因、予防法の検討、及び疾病の診断法・客観的評価法の開発、就労支援、普及啓発、疫学研究等を実施する。

令和8年度概算要求のポイント

【継続】慢性疼痛診療システムの均てん化と痛みセンター診療データベースの活用による医療向上を目指す研究

【継続】慢性の痛み患者への就労支援の推進に資する研究

【継続】痛覚変調性疼痛患者への就労支援の推進に資する研究

これまでの成果概要等

○痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムの均てん化と診療データベースの活用による医療向上を目指す研究(令和6年度)

・集学的痛みセンターの構築を行い、令和6年度は痛みセンターを44施設に増やすことができた(令和元年は23施設、令和3年度34施設)。

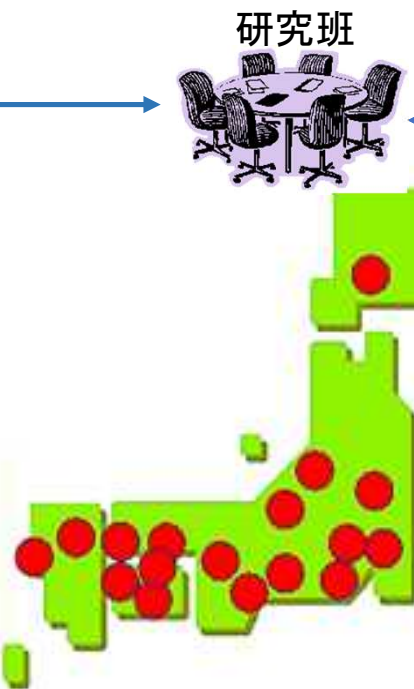
○就労制限を来した慢性疼痛患者の就労支援に寄与する多角的包括的研究(令和5年度)

・職場での就労状況と課題と対象者を取り巻く社会問題に関して、一部地域で慢性疼痛センターと産業保険総合支援センターと連携体制を構築することで、慢性疼痛患者に対する「仕事と治療の両立支援」が行えるモデルとしてのシステム確立を達成することができた。

令和8年度課題の具体的な内容等

慢性の痛み政策研究事業

- ・痛みセンター拡充及び慢性疼痛診療システム関連モデル事業の評価
- ・慢性の痛み診療データベース構築
- ・慢性疼痛診療におけるガイドラインの作成と有用性の検討
- ・多職種連携による効果的な診療プログラムの開発
- ・国民への広報や医療者の教育、診療に役立つツールの開発



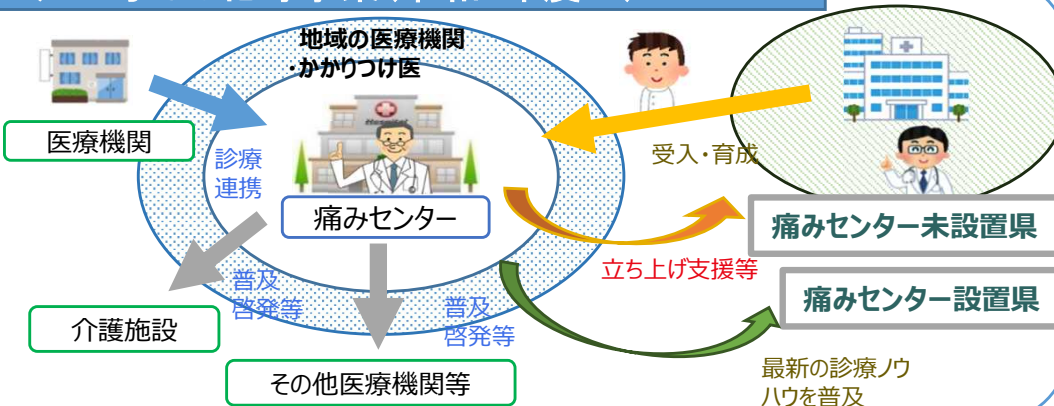
- ・客観的な疼痛評価方法の開発、評価の活用によるエビデンス収集

- ・疼痛の慢性化の機序に着目した慢性疼痛予防マニュアルの作成
- ・就労支援マニュアルと組み合わせた効果の検証・普及・改善
- ・諸外国の状況を踏まえた痛みへの支援

連携

慢性疼痛診療システム均てん化等事業(令和5年度～)

これまで構築してきた慢性疼痛診療システムを活用し、都道府県間で診療体制の均てん化を図るため、厚生労働科学研究等の研究事業で得られた最新の診療ノウハウの普及等を実施する。



令和8年度要求の主なポイント

○慢性疼痛診療システムの均てん化と痛みセンター診療データベースの活用による医療向上を目指す研究

- ・痛みセンター認定基準を整理し、効果的な運用や診療の質の向上、均てん化を図るとともに、痛みセンターを中心とした疼痛診療体制のより一層の普及を促す。
- ・令和5年度から新たに開始した「慢性疼痛診療システム均てん化等事業」を評価するとともに、その成果を活用し人材育成のための具体的手法を提示、実践する。
- ・多職種連携による効果的な診療プログラムを開発し、痛みセンターを中心とした診療水準の向上を図る。

○慢性の痛み患者の就労支援の推進に資する研究

- ・慢性疼痛による就労不能を中心とした社会参加困難の実態と、社会復帰へ向けた課題を明確にする。疼痛の慢性化の機序に着目し、慢性疼痛予防マニュアルを作成する。多職種連携診療プログラム・就労支援マニュアルと組み合わせて活用することにより、予防・治療・就労支援による社会復帰の推進を図る。
- ・諸外国の慢性の痛みに関する支援状況を調査し、予防・治療・就労支援までを切れ目無く行う手法を確立する。

○痛覚変調性疼痛患者への就労支援の推進に資する研究

- ・痛覚変調性疼痛を含む慢性疼痛により就労が困難となっている社会環境を改善する。

事業概要(背景・目的)

我が国においては、2040年頃まで、高齢者人口が増加する一方、生産年齢人口が減少する局面を迎えており、独居高齢者も増えるなど、社会に変化が生じていく。厚生労働省は、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む中、令和2年度から、「国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律」並びに「介護保険法」の改正により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めている。そのほか、介護DB(データベース)の運用、令和4年度からLIFE(科学的介護情報システム)の匿名化情報の第三者提供を開始し、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施し、医療・介護サービスの質の向上を図っている。また令和5年の「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」にて保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付け、介護保険法改正、介護報酬改定が予定されている。本事業においては、これらの政策の推進に資する行政ニーズの高い研究を優先的に実施する。

令和8年度概算要求のポイント

高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、令和9年度介護報酬改定、第10期介護保険事業(支援)計画、介護DXの推進、介護予防の推進などの施策に資することを目指し、以下の研究を推進する。

【新規】訪問看護事業所における安全管理体制整備の推進及び国内の事故情報の分析等が可能な体制の構築に関する調査研究

【新規】薬剤師による認知症対応力の向上に向けた研究

【新規】要介護認定における高齢者の心身状態の評価に資する研究

【新規】効率的かつ適切な要介護認定に資する研究

【新規】介護予防の取組に影響を与える因子の解明のための研究

【新規】高齢者の特性を踏まえた自立支援・重度化防止に資する医療介護連携及び包括的支援体制構築のための研究

これまでの成果概要等

- 「訪問看護サービスの安全管理に係る多角的・科学的エビデンス構築に関する研究」において、訪問看護事業所における安全管理体制、事故内容等について、自治体が行っている任意の事故報告内容、既存研究・マニュアル等も含めて調査・分析を行い、効果的・効率的な安全管理体制を明らかにする予定としている(令和7年度継続中)
- 「介護事業所における情報の安全管理に関するガイドライン(案)作成のための調査研究」において、先行研究・事例の収集、全国の事業所に対する調査等を実施し、介護事業所における情報の安全管理に関する手引きの作成等を行った(令和6年度終了)
- 「地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発研究」を行い、全国における地域リハビリテーション支援体制の現状及びモデルの検討、評価指標の開発を行い、第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針にも位置づけられている、地域リハビリテーションの評価体制及び推進の検討に資するデータを得ることができた(令和5年度終了)

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

住み慣れた地域で高齢者の自立支援・重度化防止、日常生活支援を推進できるよう、「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」において示された課題の中で、特に地域包括ケアシステム、自立支援・重度化防止の取組の推進に向け、研究事業を実施する。

特に2040年を見据えた介護DX・科学的介護の推進、医療・介護連携の推進等をキーワードに、令和8年度においては以下の研究を推進する。

訪問看護事業所における安全管理体制整備の推進及び国内の事故情報の分析等が可能な体制の構築に関する調査研究

- ・ 訪問看護事業所の安全管理の確保は非常に重要であり、訪問看護事業所における事故情報を集約し、事故原因の分析や再発防止策の検討等を行う体制の検討が必要である。
- ・ 本研究では、事故情報等の集積・分析・対策の検討に関する先行研究及び実態調査を行い、標準的な安全管理体制整備に役立つ指針の作成及び全国的に事故情報の集約・分析等を行うことが可能なモデルの作成を行う。

効率的かつ適切な要介護認定に資する研究

- ・ 高齢化に伴い、要介護認定を受ける高齢者が増加する中、認定に係る関係機関の業務負担の軽減を図りつつ、引き続き適切な評価が行うことができるよう、適切かつ効率的な要介護認定に資する研究を行う必要がある。
- ・ そのため、要介護認定に関する実態調査を元に、課題の抽出を行い、適切かつ効率的な要介護認定の見直しについての提言を行う。

事業概要(背景・目的)

令和5年6月14日に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」においては、基本的施策の一つとして研究等の推進等が掲げられている。具体的には、認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護の方法などの基礎研究及び臨床研究、成果の普及等、また、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等が規定されている。

本研究事業は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を目的とする。具体的には、全ての認知症の人が、自らの意思によって日常生活・社会生活を営むことができること、意見表明・社会参画の機会の確保により個性・能力を十分発揮できること、本人の意向が十分尊重され良質・適切な保健医療・福祉サービスが提供されること、本人・家族等への支援により地域で安心して日常生活を営むことができる環境を整備すること、といった視点に基づき、政策課題への具体的な対応方策を検討し、成果を国民に広く普及させる。

令和8年度概算要求のポイント

【継続】「認知症の有病率へ影響を与える因子の解明のための調査研究(令和6～8年度)」は前向き観察研究等による調査分析を行い、認知症の有病率に特に影響を与えると考えられる因子を明らかにすることを目的としている。新たな先行研究による近年の有病率の変化に関連して、詳細な検討を加えるために、増額が必要である。「認知症の人の介護家族等の実態調査研究(令和7～8年度)」は、認知症の人本人とその家族等の生活実態を明らかにし、課題抽出と分析を行い、本人とともに家族等も、基本的人権を享有する個人として生活する共生社会の実現を推進するために必要な政策の方向性を提言する。認知症の人の増加とともに家族支援は喫緊の課題であり、優先して実施する。

また、その他の新規研究課題は以下の通りである。

【新規】「認知症施策推進基本計画に基づく今後の認知症施策の推進のための調査研究」

【新規】「認知症バイオマーカー判定法の社会実装に伴う社会的課題に対する調査研究」

【新規】「離島・山間地域等における認知症の遠隔相談・診療・診断後支援システムの調査研究」

これまでの成果概要等

○「感染症蔓延を考慮した認知症に対する遠隔の診断・病状評価を可能促進化する研究」(令和5～7年度)では、認知症の新たな治療薬や検査方法が進展する中で新たな診療体制の構築が急がれているが、地理的背景などをふまえた地域の医療資源の実情による課題を抽出し、その対応についての好事例を示した。

○「若年性認知症の病態、診療およびその援助に関する実態調査と、治療および支援に導くプロセスを検討する研究」(令和5～7年度)では、若年性認知症の病態、診療およびその支援ニーズに係る実態調査および症例の前向き観察を行い、適切な治療および支援に導くプロセスを検討した。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会

共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備

新規課題

○「認知症施策推進基本計画に基づく今後の認知症施策の推進のための調査研究」

認知症施策推進基本計画の重点項目に掲げられているK P Iの定量的調査や定性的調査を実施とそれに基づく今後の認知症施策の方向性について検討し、政策提言として報告書にとりまとめる。

○「認知症バイオマーカー判定法の社会実装に伴う社会的課題に対する調査研究」

技術革新に伴い開発された認知症バイオマーカー検査に係る実態調査およびその社会的課題の検討・分析を行う。被検者の前向き観察を行い、適切な治療および支援に導くプロセスを検討する。さらに検査後の状況を継続的に把握する方法を検討する。

○「離島・山間地域等における認知症の遠隔相談・診療・診断後支援システムの調査研究」

医療資源や交通手段が限られる離島・山間地域等において、適切な認知症の相談・医療・介護体制を支援するために、認知症の遠隔相談・診療・診断後支援モデルを検証し、自治体・医療機関向け支援ガイドラインの作成・提供し、周知する。

研究開発・産業促進・国際展開：AMED研究等

認知症の人への適切な医療・介護提供体制の構築

- 策定された認知症施策推進基本計画に基づいて、各自治体は、地域の特性に応じた認知症施策を推進する。
- 特に、離島・山間地域等では医療介護資源・交通手段が限られている。 ○ 適切かつ持続可能な認知症の相談・医療・介護体制を提供する

事業概要(背景・目的)

わが国の障害者数が増加傾向にあることや、障害者の高齢化が進んでいる現状に鑑み、障害者総合支援法の理念を踏まえ、障害者がその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として実施されている多様な障害福祉施策について、エビデンスを踏まえた立案や実施をするための研究成果を得る。

令和8年度概算要求のポイント

障害者施策に直結する成果を挙げるため、以下の研究を推進する。

- 【増額】
- ・障害福祉と医療の連携を促進するために必要な手法についての研究(医療機関と障害福祉施設・障害福祉事業者との密な連携を可能とする情報提供フォーマットの開発)
 - ・療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究(データベース構築にむけてタブレット開発)
 - ・包括的な精神保健医療福祉施策の推進に関する研究(改正精神保健福祉法に基づき引き続き検討すべき事項に関する基礎資料・診療報酬や障害福祉サービスの改定に資する基礎資料)
 - ・障害者自立支援機器開発に携わる医療・福祉・工学分野の人材育成モデルの普及促進に資する研究(援機器開発・利活用過程における実践的な学びの場の提供及び人材育成のためのプログラムを策定、全国的な試行実装) 等
- 【新規】
- ・障害に至らない難聴者に関する生活の質の向上に関する調査
 - ・多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築及び質の高い精神医療を推進するための研究
 - ・計画相談支援・障害児相談支援におけるケアマネジメントに係る業務及び記録の標準化についての研究
 - ・障害当事者が支援機器開発へ参画するための体制構築に関する研究
 - ・補装具の構造、原材料及び工作法等に関する体系的研究
 - ・「手話能力到達度指標」の策定と活用に関する研究 等

これまでの成果概要等

- 障害福祉と医療の連携を促進するために必要な手法についての研究(令和7年度継続中):障害者の医療アクセスの改善のための障害者が医療機関を受診する際に、求められる障害特性に応じた合理的配慮の情報等が適切に提供される情報提供フォーマット構築について検討するために情報収集を行った。
 - 見えづらさを来す様々な疾患の障害認定・支援の確立に向けた研究(令和7年度継続中):見えづらさを来す方(色覚異常、片目失明、複視等)へ支援のあり方として、一般や医療従事者向けの情報提供や障害者差別解消法に基づく合理的配慮のあり方等について文献調査や疫学調査等を実施した。
 - 療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究(令和7年度継続中):児童相談所や知的障害者更生相談所向けの短時間で簡便に実施できる療育手帳判定のための判定ツールを開発、実装に向けた調整・研修などを行った。
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究(令和6年度終了):精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(「にも包括」)の構築を更に推進するために、「にも包括」における精神医療の役割等についての分析を行った。
 - 強度行動障害者支援のための指導的人材養成プログラムの開発および地域支援体制の構築のための研究(令和6年度終了):
- 強度行動障害支援に関して地域で行う人材養成と支援体制構築の方法について、複数の自治体において、これらの成果を試行し検証を行うことで、全国での地域実装に向けたプロセスを明らかにした。

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

障害に至らない難聴者に関する生活の質の向上に関する調査

成人の軽度・中等度難聴患者については、難聴診断後の対応や補聴器適合などについて、具体的な困りごとや補聴器等を導入した効果を調べた調査やQOLに関するアンケート調査を行い、課題を抽出し、具体的な施策を検討する。

多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築及び質の高い精神医療を推進するための研究

精神疾患ごとの診療実態や支援策、他職種連携及び地重宝法等に関する分析を行い、診療報酬改定に向けた基礎資料として活用することで、精神医療の充実を図る。

計画相談支援・障害児相談支援におけるケアマネジメントに係る業務及び記録の標準化についての研究

相談支援専門員の業務を支援するICTを用いた業務記録の標準化やAIを活用したソフトウェア等のツールの開発に活用することで、業務の効率化、標準化を推進する。

障害当事者が支援機器開発へ参画するための体制構築に関する研究

機器開発参入促進を図る自立支援機器イノベーション人材育成事業（令和4年から開始）への障害当事者の参加率が向上する。また、障害当事者を含めたインクルーシブな支援機器開発を実践できる。

補装具の構造、原材料及び工作法等に関する体系的な研究

令和12年度補装具費支給制度告示基準価格改定のための基礎資料を作成する。

「手話能力到達度指標」の策定と活用に関する研究

より短期間での手話能力の向上が図られることにより、一定の質が確保された手話奉仕員・手話通訳者の増加を促し、もって聴覚障害者の情報保障に資する。

小児を含む脳脊髄液減少症の疫学調査（患者数や症状、経過等）、病態解明、客観的診断法の確立

脳脊髄液漏出症の画像診断基準のアップデートや診療ガイドラインの作成に貢献できる可能性がある。

事業概要(背景・目的)

新興感染症・再興感染症は、その発生のたびに治療薬の発達や予防接種の普及によって制御されてきたが、未知・既知の感染症は今後も再び猛威をふるう可能性を有している。インフルエンザや溶連菌感染症等これまで一定の流行動向をとっていた感染症が季節を問わず流行し、世界各地に拡大しているエムポックスが日本国内でも継続して確認されている。また、訪日外国人旅行者の増加等により、感染症の輸入事例の増加も懸念される。特にワクチンについては、麻疹等のVPD（Vaccine Preventable Diseases）の流行等が懸念されることを踏まえ、ワクチンの安全性や有効性を検証する質の高い疫学研究や、ワクチンの安全性等のモニタリング等に資する全国の接種記録等のデータベースを用いた研究の実施等、効果的かつ効率的な評価体制の構築等が求められている。

このような状況の中、平時における感染症危機管理機能の強化、迅速かつ正確な病原体診断を全国規模で実施できるラボネットワークの整備、感染症指定医療機関の機能の充実、感染症発生時に備えた水際対策の充実、安全性及び有効性を踏まえた費用対効果の高い予防接種体制の構築等が必要である。本事業では次の感染症危機に備えるべく、必要な行政対応の科学的根拠を示し、感染症から国民の健康を守るための研究を実施する。

令和8年度概算要求のポイント

- ・環境中における薬剤耐性微生物及び抗微生物剤の調査法等の確立のための研究【継続】
環境水の薬剤耐性及び抗菌薬の状況についての調査方法確立、全国的な環境水モニタリング、環境中の薬剤耐性や抗菌薬がヒトへ与える影響、薬剤耐性ワンヘルスの研究推進を実施し、日本の環境AMR及び残留抗菌薬の調査法の確立と実態調査および国内及び海外の環境AMR文献レビューとリスクアセスメントを行う。
- ・電子カルテ情報、レセプト情報、感染症届出情報等のマルチデータソースを活用した感染症対策分野における医療DX推進に関する研究【継続】
電子カルテ情報共有サービス及び感染症サーベイランスシステム等のシステム間の連携方法、検査結果情報の効率的な収集方法、及び電子処方箋情報に基づく感染症サーベイランスへの活用等を検討を継続しているが、具体的な実装を視野に入れた検討が不足しているため、さらに加速しつつ、早急に検討を進める必要がある。
- ・予防接種施策の推進及びワクチンの評価に資する研究【新規】
- ・一類感染症等の患者発生時に備えた臨床対応及び行政との連携体制の構築のための研究【新規】
- ・バイオテロ及び生物学的脅威に対する我が国の危機対応能力及びバイオディフェンス戦略の基盤強化に資する研究【新規】

これまでの成果概要等

- ・研究の成果を、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会に設置されたワクチン評価に関する小委員会に報告し、予防接種法上の定期接種に位置付けるかどうかについての議論に資する情報提供を行った。（令和7年度継続中）
- ・「高齢者施設における薬剤耐性菌対策ガイド」を作成し、令和7年3月19日を目処に発出予定である。今後、本ガイドの普及・啓発に努めることで、地域全体の感染対策のレベルの向上に寄与することができる。（令和4～6年度）
- ・「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」（第3版）が更新された。（令和4～6年度）

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

(1) 予防接種施策の推進及びワクチンの評価に資する研究

予防接種法に基づく予防接種基本計画の再検討のため、開発優先度の高いワクチンの選定に資する評価手法の開発研究及びワクチンに特有の流通面の課題解決に資する分析手法の開発研究を行う。

(2) 一類感染症等の患者発生時に備えた臨床対応及び行政との連携体制の構築のための研究

各種感染症の手引きの作成や、有事に備えた訓練等を行うことで、一類感染症等の患者が発生した場合に対応できる医療および行政関係者が養成され、わが国の国際医療協力や学術分野における貢献が期待できる。

(3) バイオテロ及び生物学的脅威に対する我が国の危機対応能力及びバイオディフェンス戦略の基盤強化に資する研究

我が国のバイオテロ危機対応戦略の基盤強化に貢献することを目的とし、国内外でのバイオテロ・一類感染症危機対応や管理体制及び連携に関する検討、次世代シーケンス(NGS)技術等を用いた検査・運用法の開発、痘そうワクチン(LC16m8)の安全性と汎用性向上に関する開発研究、重症性呼吸器感染症の起因となる新興動物由来ウイルスのリスク評価、生物兵器転用が危惧されるウマ脳炎ウイルスに対する診断・治療・予防に関する研究を行う。

(4) 医療デジタルトランスフォーメーション時代の重層的な感染症サーベイランス体制の整備に向けた研究

複数の指標を用いた重層的な感染症サーベイランス体制の整備と活用に資する検討を行う 急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランス実施後における評価検証、インフルエンザ等で定められている警報・注意報に関する知見の創出等)。

(5) 感染症解剖症例レジストリ開発と運用に関する研究

病理感染症解剖症例レジストリ開発のために作成した症例情報報告書様式について、実際の症例情報収集を行ったうえで改善点を抽出し、症例情報報告書様式の改訂作業を進める。

事業概要(背景・目的)

日本における新規HIV感染者及びエイズ患者の年間報告数の合計は、近年減少傾向にあったが令和5年は両者とも増加した。保健所等での検査・相談件数は、新型コロナウイルス感染症の流行以降、一時的に減少したが、その後回復傾向にあり、今後の動向を注視していく必要がある。新規HIV感染者報告数全体に占めるエイズ患者報告数の割合は、依然として約3割のまま推移している。

また、血液製剤によりHIVに感染した者については、HIV感染症に加え、血友病、C型肝炎ウイルス(HCV)感染を合併するケースが多く、複雑な病態への対応が必要である。更に、抗HIV療法の進歩により、長期療養に伴う新たな課題(様々な合併症への対応や、患者高齢化に伴う医療と介護の連携体制構築等)も生じている。

本研究事業では、社会医学、疫学等の観点から、HIV感染予防や継続可能な治療体制の確立、早期発見に結びつく普及啓発など、エイズ対策を総合的に推進するための研究を実施する。

令和8年度概算要求のポイント

- 増額要求を行う継続課題 抜粋
 - 【課題名】血液製剤によるHIV/HCV重複感染患者に対する外科治療の標準化に関する研究
 - 【概要】血液製剤によるHIV/HCV重複感染患者の肝移植適応基準の検証を行い、肝移植周術期プロトコルの改訂を行う。また、重複感染者の高齢化に伴い、肝細胞がん以外の様々な悪性腫瘍の罹患が散見されているが、背景疾患のため標準治療が施行されていない領域も見受けられる。そのため、手術適応症例でのガイドを用いた標準外科手術の可否、問題点の評価を優先的に行う必要がある。
 - 【成果の活用】重複感染患者における肝移植周術期プロトコルの確立や、ブロック拠点病院をはじめとする医療機関でのHIV/HCV重複感染患者に対する外科治療診療ガイドの活用及び改訂を目指す。
- 新規研究課題 抜粋
 - 【課題名】非加熱血液凝固因子製剤によるHIV感染者に合併する悪性腫瘍の制御を目指した研究
 - 【課題名】HIV感染症の医療体制の整備に関する研究
 - 【課題名】HIV感染症及びその併存疾患や関連医療費の実態把握のための研究
 - 【課題名】日本におけるHIV感染症の動向把握に関する研究
 - 【課題名】HIV感染症の曝露前及び曝露後の予防投薬の提供体制の整備に資する研究

これまでの成果概要等

- ・「血友病・HIV/HCV患者に対する外科診療ガイド」(2024年3月発行)
- ・「エイズ拠点病院診療案内」の改訂(2024年1月更新)
- ・抗HIV治療ガイドライン(2024年3月)

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

長期療養に関する課題

抗HIV療法の進歩により、HIV/HCV重複感染患者において、血友病やC型肝炎、免疫不全状態の後遺症、初期の抗HIV薬の副作用、高齢化などが複雑に絡み合い、長期療養上の問題点が大きくなってきている。そのため、この実態を多くの側面から調査し、支援するとともに、適切な医療・ケア・支援を長期にわたり地域格差なく提供できる体制の構築に資する研究を行う。

HIV医療体制整備に関する課題

エイズ治療の現況の把握や、歯科や透析治療などに係る診療支援体制の構築、エイズ拠点病院と他病院間の連携促進により、エイズ医療体制の整備を行う。また、次世代育成に向けて、医師・HIV担当看護師やコーディネーター・ナース・ソーシャルワーカー・薬剤師等との職種間の連携、歯科医師や腎臓透析医等との診療科間の連携を含め、診療体制の恒久化に資する研究を行う。

医療の提供に関する課題

抗HIV薬の副作用や長期療養に伴う合併症の増加が問題となっている。またエイズの併存疾患として重点的に対策すべき血友病においては、関節変形や易出血等の病態が療養上の課題となっている。このような状況において、適切な医療の提供体制についての調査研究を行う。

疫学情報等に関する課題

HIV感染症の早期診断・早期治療に資する施策の立案や評価のためには、日本国内のケアカスケードの正確な把握が必要である。当該研究では、日本国内のケアカスケードの評価に必要な疫学データの収集と推定値の算出を目標とする。

研究開発の推進に関する課題

HIV感染症の曝露前予防(PrEP)利用の実態把握や医療提供体制整備に資する調査を行う必要がある。

事業概要(背景・目的)

B型・C型肝炎は国内最大級の感染症である。肝炎は放置すると肝がん等の重篤な病態に進行するおそれがあり、肝炎の克服に向けた対策を総合的に推進することを目的に平成22年1月に肝炎対策基本法が施行された。

同法に基づき平成23年5月に策定した肝炎対策基本指針において、国は、関係機関と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、陽性者フォローアップや肝炎患者等を適切な肝炎医療につなげる肝炎総合対策を推進することとされ、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とした。同指針に基づき令和4年5月に取りまとめられた肝炎研究推進戦略では、肝炎治療実績の大幅な改善につながる成果の獲得を目標と掲げており、引き続き、本研究事業で肝炎総合対策推進の基盤となる疫学研究と行政的な課題を解決するために必要な研究を推進する。

令和8年度概算要求のポイント

・【継続】「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究」

これまでのICT等の利活用を含めた先進的な取組について集積した事例や、診療連携体制構築のモデルケースの創出等を踏まえ、それらについて大都市圏を含むより多くの地域へ拡大し、全国展開するための課題抽出や解決策を示す。

・【継続】「様々な状況での肝炎ウイルス感染予防・重症化・再活性化予防の方策に資する研究」

医療従事者等に対するe-learning等の教育・啓発資料の開発・改修を行うとともに、B型肝炎ワクチン接種後の抗体獲得状況、急性ウイルス性肝炎の発生状況等の把握・解析を行う。また、B型肝炎ウイルス再活性化を速やかに診断し介入するための検査法の検証を行う。

・【新規】「肝がん・重度肝硬変の多様な病態等に対応した医療水準と患者のQOL向上等に資する研究」

・【新規】「肝炎対策の均てん化の促進に資する、指標等を用いた地域の肝炎対策の取り組み状況の分析と対応に関する研究」

・【新規】「肝炎ウイルス検査の受検及び受診の向上につなげる方策のための研究」

・【新規】「肝疾患へのトータルケアに資する人材育成とその活動支援に関する研究」

・【新規】「様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等に資する研究」

・【新規】「肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究」

これまでの成果概要等

・ 様々な調査やNDBデータ等を用いて、肝がん死亡率、肝炎ウイルスのキャリア数、および肝炎ウイルス検査受検率等を推計・算出し全国規模での肝炎ウイルス感染状況の把握を行うとともに、地域レベルでの肝炎対策の実態等を明らかにし、政策決定のための基礎データとして利用された。(令和6年度)

・ 非専門科から専門医への紹介等について有効な方策を検討するとともに、各自治体でのウイルス検査陽性者の適切な受診につなげる取組の実態把握を行い、改善につなげた。その成果を法律の定める肝炎対策推進協議会(第33回、令和6年10月)にて報告を行い、患者団体等と共有した。(令和6年度)

・ 肝炎医療コーディネーターの活動状況等の実態について調査し、コーディネータ養成および養成後の活動支援に関する取組状況について提案・改善を行った。成果は、肝炎対策推進協議会(第34回、令和7年3月)にて報告を行い、患者団体等と共有した。(令和6年度)

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

肝炎対策基本指針（平成23年5月16日策定）
（平成28年6月30日・令和4年3月7日改正）

- ・肝炎医療水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進
- ・肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための研究を推進

政策研究 実用化研究

肝炎の予防	肝炎検査	医療提供体制	人材育成	普及啓発・人権尊重	その他	調査	研究	医薬品の研究開発
-------	------	--------	------	-----------	-----	----	----	----------

肝炎研究推進戦略（令和4年5月20日策定）

- ・WHOが公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスの排除達成を2030年までの目標として掲げていることを踏まえ、同年までの戦略目標の達成を目指し、重点課題について集中的に研究を進める

肝炎総合対策と研究事業（令和8年度）

ステップⅡ「受診」
重症化予防推進事業

ステップⅢ「受療」
肝炎治療特別促進事業
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

ステップⅠ「受検」
健康増進事業
特定感染症検査等事業
職域検査促進事業

肝炎総合対策の推進

（新）肝炎対策の均てん化の促進に資する、指標等を用いた地域の肝炎対策の取り組み状況の分析と対応

（新）肝疾患へのトータルケアに資する人材育成とその活動支援

（新）肝がん・重度肝硬変の多様な病態等に対応した医療水準と患者のQOL向上

「偏見、差別の被害防止」
（新）肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び

ステップⅣ「フォローアップ」

感染予防・重症化・再活性化予防のストラテジーの確立

地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築

ステップⅤ「予防」 重症化予防推進事業

ウイルス性肝炎eliminationに向けた方策の確立に資する疫学研究

（新）研究の評価

- 【令和8年度新規研究課題】
- ・【新規】肝がん・重度肝硬変の多様な病態等に対応した医療水準と患者のQOL向上等に資する研究
 - ・【新規】肝炎対策の均てん化の促進に資する、指標等を用いた地域の肝炎対策の取り組み状況の分析と対応に関する研究
 - ・【新規】肝炎ウイルス検査の受検及び受診の向上につなげる方策のための研究
 - ・【新規】肝疾患へのトータルケアに資する人材育成とその活動支援に関する研究
 - ・【新規】様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等に資する研究
 - ・【新規】肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究

- 【期待される成果】
- ・肝炎ウイルス検査の受検促進と適切な受診・フォローアップ体制の構築
 - ・多様な肝疾患患者へのトータルケアに資する人材育成とその支援
 - ・指標等による評価を活用した肝炎対策の均てん化を促進
 - ・肝炎患者等への人権の尊重と偏見・差別の被害防止対策の構築
 - ・肝がん・重度肝硬変に関する診断・治療の新たな知見の構築
 - ・円滑な研究の進捗管理と評価方法の確立

健康安全確保総合研究分野

事業概要(背景・目的)

少子高齢化が進展する中、豊かで安心できる国民生活を実現するため、新たな医療技術や情報通信技術等を活用しつつ、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステム構築を推進するための研究を実施する。

令和8年度概算要求のポイント

- 【継続】
- ・地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究
 - ・第9次医療計画を見据えた持続可能な地域周産期医療体制構築に資する政策研究
 - ・首都直下地震における医療提供体制の構築にかかる医療資源評価に資する研究
 - ・医療関係職種の養成施設及び養成教育の実態と課題解決に資する研究
 - ・医療関係職種が専門性を発揮するための卒後教育に資する研究
 - ・二次利用を促進するためのマスターの整備に関する研究
 - ・DX推進時代の大規模災害時におけるシステムデータを活用した医療提供体制の数量的評価に関する研究 等
- 【新規】
- ・地域の実情を踏まえた在宅医療提供体制の整備を推進するための政策研究
 - ・医師確保計画の効果的な推進についての政策研究
 - ・災害支援精神医療チーム(DPAT)の災害時における他の支援チーム等との連携に関する研究
 - ・医療機関におけるタスク・シフト/シェア及びICT化の事例収集に関する研究
 - ・効果的・効率的な特定行為に係る看護師の研修に関する研究
 - ・医療機関間で医療情報を電子的に連携するシステムのアウトカム評価に関する研究
 - ・医療の質の改善の取組に資する指標の作成に向けた調査研究 等

これまでの成果概要等

・例えば、「医療対話推進者の質向上と医療機関内の医療安全管理部門との連携に向けての研究」では、平成24年に医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針が策定されて以降、多くの医療機関の職員が研修を受講し、院内で医療対話推進者として業務を実践してきた。本指針の策定から10年以上が経過し、医療現場を取り巻く環境や制度も変化していることから、医療対話推進者の業務や研修の実態等を調査し、本指針の改定に向けた検討を行った。調査を通して明らかとなった、医療安全管理部門との連携の具体化や患者対応に関わる職員の支援といった課題を踏まえ、医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針を令和7年度中に改定予定である。(令和6年度終了)

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

持続可能で良質かつ適切な医療を効率的に提供できる、医療提供体制の構築

「地域の実情を踏まえた在宅医療提供体制の整備を推進するための政策研究」

2040年に向けた人口動態等の変化や医師の働き方改革等を踏まえ、地域の実情に応じた在宅医療提供体制を構築するため、在宅医療の体制構築に係る指標の見直しや多職種連携と医療介護連携の推進が求められている。在宅医療の4つの医療機能（退院支援、日常療養支援、緊急時の対応、看取り）を含む体制構築に関する地域での潜在的な課題等（医療的ケア児等の多様な患者像、多職種や医療介護との連携、災害時の対応等）を明らかにし、解決に向けた政策提言等を行う。

「医師確保計画の効果的な推進についての政策研究」

第8次（前期）医師確保計画による医師偏在対策の評価、第8次（後期）医師確保計画・医師偏在是正プランの集計、都道府県へのヒアリング等を行う。これらも踏まえ、医師確保計画・医師偏在是正プランの評価・検討、医師偏在指標の見直し、第9次医療計画及び医師確保策定ガイドラインの見直しのための検討を行う

医療を担う人材の確保と養成の推進

「医療機関におけるタスク・シフト/シェア及びICT化の事例収集に関する研究」

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「諸外国の例を研究しつつ必要な検討を行うこと」とされているなど、海外事例を含め更なるタスク・シフト/シェア及びICT化推進の可能性について検証が必要であるため、タスク・シフト/シェア及びICT化が進んでいる国内外の事例の検証、実態との比較により、導入の課題、方策を整理する。

「効果的・効率的な特定行為に係る看護師の研修に関する研究」

特定行為に係る看護師の研修については、期待も高い一方、看護師が特定行為研修を働きながら受講することの負担が大きいとの意見もある。特定行為研修修了者の養成のが増加を目指し、本研究事業により、特定行為に係る看護師の研修における現状の調査、研修内容の見直し案を提示する。

医療の質及び医療安全の更なる向上

「医療機関間で医療情報を電子的に連携するシステムのアウトカム評価に関する研究」

電子カルテ情報共有サービスや地域医療情報連携ネットワークなど、複数の医療機関間で患者の医療情報を電子的に連携するシステムの導入により、医療現場の業務効率化や医療の質向上、患者満足度向上などが期待される。期待した効果が実際に得られており、IT投資に見合っているかどうかの具体的な検討を進める。

「医療の質の改善の取組に資する指標の作成に向けた調査研究」

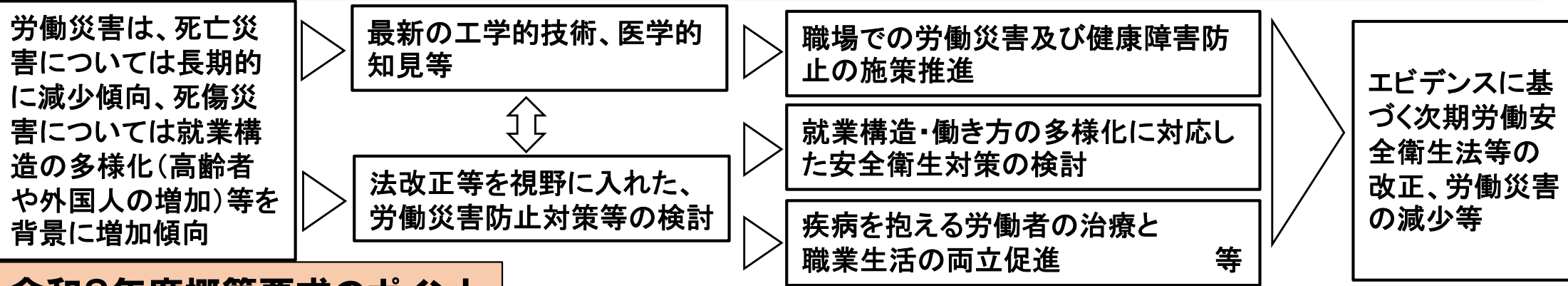
厚生労働省の医療の質向上のための体制整備事業において、共通の9項目の質指標を策定し運用を開始しており、更なる医療の質の評価と改善の推進のため、質指標の項目を拡充に向けた検討を進める。

事業概要(背景・目的)

労働災害の発生状況は、死亡災害において長期的に減少傾向にあるものの、休業4日以上之死傷災害は前年比で増加している。また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題となり、これらへの対策に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組みを推進することも求められている。さらに、化学物質による重篤な健康障害防止対策も必要となっている。

この他、「多様な働き方の推進」としてテレワークの促進が目標となる中で、オフィスでの勤務との違いを踏まえた労働者の心身の健康管理が求められている。また、すべての女性が輝く社会・男女共同参画社会の実現を目指して女性の健康の包括的な支援が求められている。

これらの課題を解決し、また、労働災害防止計画に沿って、計画的に科学的な知見に基づいた制度改正や労働基準監督署による指導を通じて労働者の安全と健康の確保を図っていくためには、本研究事業の効率的な実施を通じて科学的根拠を集積し、もって行政政策を効果的に推進していくことが不可欠である。



令和8年度概算要求のポイント

【新規】

- ・ 災害時における産業保健支援チームの制度化に向けた研究
- ・ 一般健康診断問診票を活用した女性特有の健康課題に係る問診の運用実態把握に資する研究
- ・ SDSIによる危険・有害性情報通知の実態把握を通じたSDS交付の適正化のための研究
- ・ 事業者による自律的管理制度のもとで化学物質に起因する爆発・火災等を防止するための危険性情報の表示・通知のあり方に関する研究
- ・ 労働災害のリスク要因となる加齢に伴う身体機能の低下に関する調査研究
- ・ 高年齢労働者の運動による身体機能の維持向上策の実効確保のための調査研究
- ・ 新たな工法における石綿粉じん発散抑制措置効果の実証研究

これまでの成果概要等

○治療と仕事を両立する患者に対する継続的な支援の実態と方策の検討(令和4年度～令和5年度)

・労働者の追跡調査から、支援を継続する上での課題とその対策について分析した。また、支援事例のデータベース構築から支援対象者の特性(疾患、治療内容、業種、必要な配慮事項)を明確にした。現在、「事業場における治療と仕事の料両立支援ガイドライン」見直しのための参考資料及び両立支援施策の検討資料として活用中である。

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

○災害時における産業保健支援チームの制度化に向けた研究

・大規模な災害発生時や復旧作業においては、官民を問わず、被災者支援を行う者や復旧作業員(以下「支援者等」という。)が、長期にわたる労働によって疲弊しメンタル不調をきたす場合や、適切な服薬管理がなされず持病が悪化する等の例が生じている。このため、支援者等について、所属機関と調整を行いつつ、業務管理や健康管理を適切に行えるよう、災害時支援活動に関し専門的知見を有するチーム(以下「産業保健支援チーム」という。)を被災地外より現地に派遣することが考えられる。産業保健支援チームの派遣体制の構築に当たっては、必要とされる専門的知識やその習得方法等について整理することが求められる。本研究では、令和6年能登半島地震などの事例を基に、被災地における支援ニーズを分析した上で、産業保健支援チームの派遣を含む支援のあり方について明らかにする。

○一般健康診断問診票を活用した女性特有の健康課題に係る問診の運用実態把握に資する研究

・女性版骨太の方針2024において、「事業主健診において、月経随伴症状や更年期障害等の早期発見に資する項目を問診等に加え、その実施を促進する」とされている。それを受けて、一般健康診断問診票に女性特有の健康課題に係る質問事項を追加し、当該運用等を示した事業主向けガイドライン・健診機関向けマニュアルを策定する予定であり、制度改正後の実施状況の把握を行う。研究成果については、女性特有の健康課題に係る労働者の健康確保対策を推進するための支援策の検討や制度改正に活用予定である。

○SDSによる危険・有害性情報通知の実態把握を通じたSDS交付の適正化のための研究

・公開されているSDS(安全データシート)のにおいては、法令で規定されている事項が十分に記載されていない事項があり、営業秘密として成分を非開示にしている事例も見受けられる。また、SDSの流通に時間を要している事例もある。改正法案の円滑な施行実態を把握するため、SDS交付に関する課題(「不適切な記載」及びその想定される「適正な記載例」)を把握し、SDS作成者への周知を進めるとともに、労働基準監督署等が履行確保する上で注視すべき箇所を明らかにする。

○事業者による自律的管理制度のもとで化学物質に起因する爆発・火災等を防止するための危険性情報の表示・通知のあり方に関する研究

・化学工業等の危険物施設等において化学物質による爆発・火災等の労働災害は減少傾向にあるが、ひとたび発生すると重大な災害につながる可能性がある。また、「労働政策審議会安全衛生分科会」において、火災・爆発等の危険性の観点での化学物質の通知事項等の強化の必要性が指摘されている。本研究では、海外等の規制の調査等を通じ、化学物質による爆発・火災等の労働災害防止のためにSDS等により通知すべき事項等の提言を目指す。

○労働災害のリスク要因となる加齢に伴う身体機能の低下に関する調査研究

・高齢労働者の労働災害のリスクの低減を図るため、加齢により、就労に関係するどのような身体機能がどのように低下するのかを明らかにする必要がある、施策立案に当たったの根拠資料とする。

○高齢労働者の運動による身体機能の維持向上策の実効確保のための調査研究

・身体機能の低下を抑制し、維持向上を図るためには、職場における運動の推進が有効であることを示すことで、高齢労働者の労働災害のリスクの低減のための施策立案に当たったの根拠資料とする。

○新たな工法における石綿粉じん発散抑制措置効果の実証研究

・石綿粉じん発散抑制措置に係る技術開発が日進月歩で進んでいるところであり、新たな工法による発散抑制措置等の有効性を確認するための研究を行うことが必要である。石綿含有建材が使われている建築物等の解体等工事において石綿切断作業を行う際の粉じん発散抑制措置として有効な新たな工法の提示いただき、石綿障害予防規則改正等の資料として活用する予定である。

事業概要(背景・目的)

国民の健康へ直接的に影響を及ぼす食品の安全に関して、食品の輸出入の拡大、多様化・高度化する食品生産・加工技術の進展、効率的かつ着実な食品安全施策の実施の必要性等を背景として、科学的根拠に基づいて適切に施策を推進するために必要な研究を行う。

令和8年度概算要求のポイント

- ＜ポイント1＞ 食品等を介する健康被害の拡大・未然防止に係る危機管理体制の整備充実
 - 【新規】食品媒介感染症被害実態の推計に基づく施策評価に関する研究
 - 【新規】広域食中毒発生時の早期探知のための調査の迅速化及びゲノム解析技術を利用した調査法に関する研究 等
- ＜ポイント2＞ 効果的・効率的な監視指導・検査体制の整備
 - 【新規】と畜・食鳥処理施設における効果的・効率的な衛生管理手法に関する研究 等
- ＜ポイント3＞ 輸出食品の衛生管理の強化、国際化対応
 - 【新規】動物性食品輸出の規制対策の強化に資する研究
 - 【新規】食品行政における国際整合性の確保と食品分野の国際動向に関する研究 等
- ＜ポイント4＞ 食品安全行政への新たな技術の活用
 - 食肉・食鳥肉の検査等を効率的・効果的に実施するためのAI等のデジタル技術を応用した手法の開発のための研究 等
- ＜ポイント5＞ 食品安全分野の研究への新規参入を促すための「若手枠」の推進
 - 食品安全行政の推進に資する研究部分野における若手育成のための研究 等

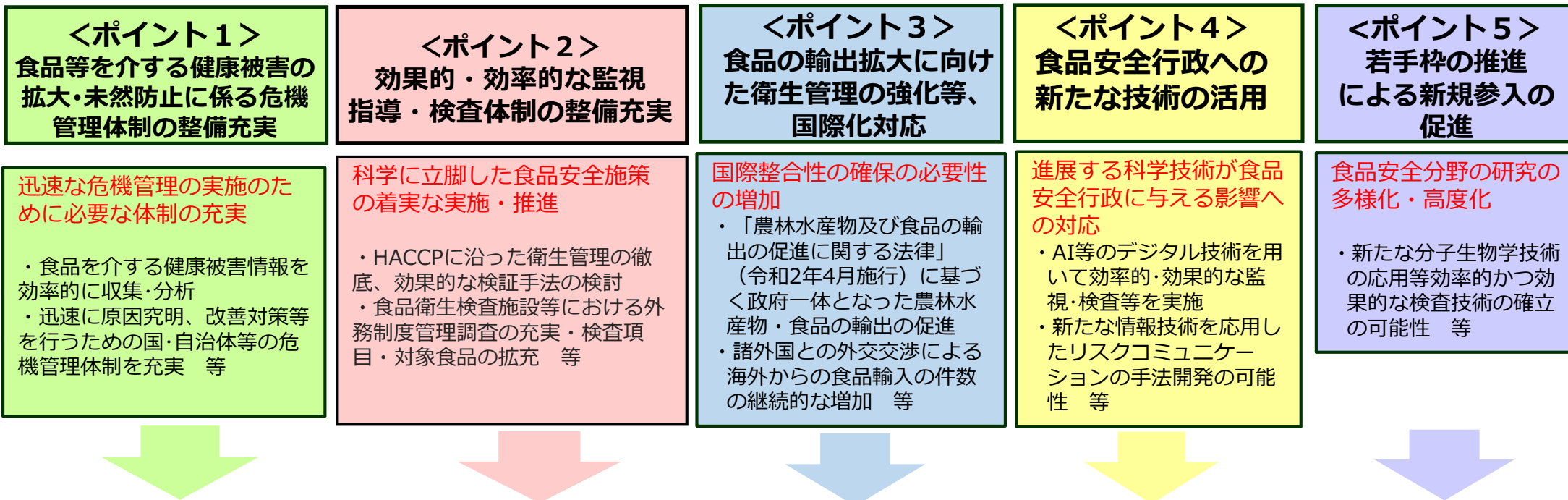
これまでの成果概要等

○ 食品安全監視・指導体制の向上に関連する研究（成果例）

- ・腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒の疫学情報をとりまとめ、早期探知及び自治体への提供（令和5年度）
- ・薬剤耐性状況の研究成果について、「薬剤耐性ワンヘルス動向調査年次報告書」に活用（令和6年度）
- ・厚生労働省ホームページに掲載されている自然毒等のリスクプロファイルを更新し、国民に注意喚起（令和5年度）
- ・放射性セシウム非破壊検査機器を実用化し、出荷制限の解除のための検査の効率化を図った。（令和6年度）
- ・と畜・食鳥処理場におけるHACCP外部検証データを解析し、衛生管理の向上に資する情報としてまとめ、自治体に提供（令和6年度）
- ・「野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドライン」別添のカラーアトラスを改訂し、地方自治体や関係省庁へ周知（令和6年度）

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

背景と考え方



具体的な研究内容

- ・広域食中毒発生時の早期探知のための調査の迅速化及びゲノム解析技術を利用した調査法に関する研究 <ポイント1>
- ・野生鳥獣の食肉利用に関わるリスク分析に資する研究<ポイント2>
- ・と畜・食鳥処理施設における効果的・効率的な衛生管理手法に関する研究 <ポイント2、3>
- ・食品安全行政における国際調和と科学的根拠に裏付けされる施策の推進に資する研究 <ポイント3>
- ・食肉・食鳥肉の検査等を効率的・効果的に実施するためのデジタル技術を応用した手法の開発のための研究 <ポイント4>
- ・食品安全行政の推進に資する研究分野における若手育成のための研究 <ポイント5>

研究成果を
適切に活用する

科学的な根拠に基づいて食品のリスク管理を適正に実施することで、
食品の安全を確保し、国民の健康を守る。



事業概要(背景・目的)

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律及び基本指針に基づき、カネミ油症に関する専門的・学際的・総合的な研究を推進する。

※同法では、「国は、カネミ油症の診断基準の科学的知見に基づく見直し並びに診断、治療等に関する調査及び研究が促進され、及びその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定されている。

※ダイオキシン類の慢性影響についての大規模な検証(疫学調査)は世界的にも例がなく、また、本研究では、血液中のごく微量なダイオキシン類を精確かつ再現性を持って分析している。

令和8年度概算要求のポイント

- ・ ダイオキシン類の毒性の解明、カネミ油症患者の長期健康影響の解明、カネミ油症の診断・治療法等の開発等に係る研究を継続的に推進していく。
- ・ カネミ油症の症状を緩和する可能性のある漢方薬の効能・効果を実証し、エビデンスに基づく治療の検討と実施を行う。
- ・ 死因調査については令和2年度中に基盤整備及び関係情報の収集を完了して解析結果を取りまとめたが、さらなる死因調査の継続を行い、令和2年度中に取りまとめた解析結果に新たな傾向が生じるかについて検討する。
- ・ ダイオキシン類の継世代の健康に対する影響を調査する次世代のコホート研究からその特徴的な所見を見出す。

これまでの成果概要等

- ・ 全国油症一斉検診における血中のPCB・ダイオキシン類の測定方法の正確性と感度を検証した。測定方法の改良によって、測定時間の短縮、及び使用する消耗品の削減を試みた。(令和元年度)
- ・ 糖尿病治療薬(メトホルミン)が、AHRを介して、ダイオキシン類や炎症による酸化ストレスを抑制する機構を明らかにした。(令和2年度)
- ・ 黄連解毒湯にも症の症状を緩和する可能性があることを明らかにした。(令和2年度)
- ・ カネミ油症患者において、一般集団と比較し、がんによる死因リスクが高い可能性があることを明らかにした。(令和3年度)
- ・ 治療用AHR調節薬(タピナロフ)による炎症性皮膚疾患の治療に関する国内第Ⅲ相試験を行い、有効性を確認した。(令和5年度)

令和8年度研究課題の具体的な研究内容等

食品を介したダイオキシン類等の人体への影響の把握とその治療法の開発等に関する研究を実施する。

具体的には、以下を実施する。

- ・カネミ油症検診の実施、検診結果の集積・解析
- ・ダイオキシンによる生物学的毒性の解明と防御法に関する研究
- ・油症患者及び健常人における人体内PCBやダイオキシン類濃度の経時的推移の把握
- ・ダイオキシン類受容体(AHR)を介した免疫反応の制御等の基礎的な機序を実証し、カネミ油症の症状を緩和する可能性のある新たな物質の候補を同定し、臨床・基礎研究を実施。漢方薬が治療効果を示す油症患者の疾患パターンを解析する。
- ・新たに得られた科学的知見を踏まえ、診断基準の見直しに資する提言を行う。
- ・健診データを活用した死因の追跡調査を実施し、長期的な健康影響を評価
- ・次世代コホートによる調査を実施し、次世代への健康に対する影響を把握

法律制定時(平成24年)からの施策

<生活面での支援>

政府米の保管委託事業を実施し、カネミ倉庫の一時金(5万円)支払を確保

健康実態調査を実施し、毎年、健康調査支援金(19万円)を支給

※ 一時金と健康調査支援金により、年24万円を支給

※カネミ油症相談窓口(47都道府県)

認定患者

※平成24年12月に油症診断基準を見直し、同居家族認定を実施

<医療面での支援>

政府米の保管委託を実施し、カネミ倉庫の医療費の支払を支援

油症治療研究
油症検診

平成28年度指針改正による新たな支援措置

○検診の充実

患者が、油症検診の結果を継続的に把握し、健康相談を実施できる体制を充実

○治療研究の推進

効果的な治療プログラムの開発に向けて、漢方薬で治療を行った油症患者を対象に臨床研究を推進

○医療提供体制の確保

油症患者受療券の制度の対象となる医療機関の更なる拡大

○相談体制の充実

都道府県に油症相談支援員の設置を進め、相談に関するネットワークを構築

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

令和7年度予算額 293,434千円

事業概要(背景・目的)

医薬品・医療機器等に係る政策的課題の解決に向けて、薬事承認、市販後安全対策、薬事監視、薬物乱用対策、血液事業及び医薬品販売制度等を政策的に実行するために必要な規制(レギュレーション)について、科学的合理性と社会的正当性に基づいて整備するための研究を行う。当事業で得た成果を、各種制度の整備のための検討根拠として活用する。

令和8年度概算要求のポイント

薬事承認、市販後安全対策、薬事監視、薬物乱用対策、血液事業及び医薬品販売制度等の各種課題解決に向けて、必要な検討を行う。以下検討が求められている課題等に取り組むための研究を推進する。

- ・ 医薬品等の適切な製造・品質管理、品質不良な医薬品等の取締り、不適切な広告の指導監督、医薬品等の検査・検定などを通し、医薬品等の流通のさらなる適正化を図る。
- ・ 国内における大麻などの違法薬物の流通及び乱用の予防、拡大防止を図る。
- ・ 社会情勢の変化によらず安全な血液製剤を安定供給し、医療環境に応じた適正な使用を推進する。
- ・ 薬剤師がその職能を発揮し、地域においてその役割を果たせるよう、また、患者が最適な薬物療法を受けられるよう更なる対物業務の効率化と対人業務の充実を図る。

これまでの成果概要等

- ・ ワクチン等の国家検定業務について、実施機関を順次感染研からPMDAへ移管するための必要な検討を行い、その結果を踏まえ、ワクチン3品目、血液製剤7品目について移管を完了した。(令和7年度)
- ・ 「新たなアプローチ方法による献血推進方策と血液製剤の需要予測に資する研究」の結果を踏まえ「献血推進2025」の目標値の妥当性及び2028年度の目標値案を報告した。(令和6年度)
- ・ 薬局薬剤師の質の高い対人業務の推進に資するため、対人業務の質を評価するための指標(Quality Indicator)候補の開発を行った。

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

現状における課題

- 重大な社会問題となっている一般用医薬品等の乱用への対策として、現在、濫用のおそれのある医薬品（指定濫用防止医薬品）の販売規制の強化等が検討されているところ、その規制対象となる医薬品については、国内の乱用実態等を継続的に調査し、定期的な見直しを行う必要がある。また、一般用医薬品等の乱用防止を目的としたより効果的な啓発手法について検討する必要がある。
- 薬物対策の一つとして、麻薬や覚醒剤等の化学構造を一部改変した危険ドラッグへの対応を推進する必要がある、保健衛生上の危害が生じることを防止するため、化学構造と有害作用の関係を明らかにした上で、迅速・適切に必要な規制を行うことが求められている。
- 離島・へき地における血液製剤の安定供給にはその地域の特殊性から一律の方策では対応しきれない。先行研究ではこの特殊性に対応したマニュアル（案）が整備されているが、それが十分な実効性があるものとなるか、その検証が必要である。
- 近年、医療分野におけるデジタルトランスフォーメーション（D X）、ICT等の技術発展に伴い、薬剤師を取り巻く環境も急速に変化している。薬剤師の対人業務の更なる充実に向け、ICTや各種医療情報の活用による対人業務の充実が行えるよう必要な体制整備を進めていく必要がある。

令和8年度研究の概要

- **一般用医薬品等の乱用実態等の把握及び乱用防止のための啓発手法の確立に関する研究**
 - 一般用医薬品の過剰摂取により救急搬送された症例や、依存症となった症例を対象として、乱用実態を調査するとともに、海外の規制状況等を調査する。また、厚生労働省が作成した啓発資料等について、薬剤師等を対象にアンケートを実施し、活用状況・改善点をまとめる。
- **精神活性物質の化学構造に基づく中枢神経系への有害作用の予測に関する研究**
 - 危険ドラッグの化学構造と有害作用との関係を明らかにして、医薬品医療機器等法で定める指定薬物の包括指定の範囲等について検討を行うとともに、包括指定の検討の際に得られた情報に基づき、包括指定の課題と解決策について検討を行う。
- **離島・へき地等の実状に応じた輸血療法体制を構築するための研究**
 - 先行研究の中で問題点に対する血液製剤のマニュアル（案）等が整備されたが、それぞれの地域の特殊性から、その実行性をパイロットスタディ等によって検証を行い、必要に応じて改訂を行う。
- **薬剤師の対人業務の充実のためのICTの利活用に関する研究**
 - ICT・AI技術の利活用による薬物治療の質や安全性に関しての影響、ICT・AI技術の利活用による好事例及び課題の抽出・検討を行う。その上で、ICT・AI技術の利活用が望まれる業務の検討を行う。

研究の成果・活用

- 販売規制の対象医薬品の見直しのための根拠資料として活用する。また、乱用防止に係る効果的な啓発手法を確立する。
- 危険ドラッグの指定薬物への指定（特に包括指定）のための資料として、また、包括指定のあり方の検討のために活用する。
- マニュアル（案）の改訂により、特殊な地域の輸血療法体制の構築に活用する。
- 薬剤師の対人業務の充実に向けた検討において、ICT・AI技術の活用のあり方を検討するための基礎資料として活用する。

事業概要(背景・目的)

化学物質による人への健康影響を未然に防止することは重要であり、そのため化学物質のリスク評価、リスク管理の推進が必要である。また、国際的には動物愛護の観点から代替試験法の開発が進められているほか、化学物質のリスク評価については、令和6年度より、化審法の制度見直しの検討が行われている。特に代替試験法の観点では、in vitro、in silicoなどの技術、複数の利用可能なデータや情報を組み合わせて総合的に評価する手法であるWeight of Evidenceの考え方の活用など、評価の方法論の開発が進展している。また、動物実験の利用を回避するための、化学物質の有害性及びリスク評価に関する情報を入手できるあらゆる技術、方法論、アプローチ、またはその組み合わせであるNew Approach Methodologies (NAMs)の利用方法によっては、化学物質のリスク評価に資する場合があります。NAMsの研究開発を促進するとともに、国際的な取組にも積極的に貢献することが重要とされている。化学物質を利用する上でのヒトへの健康影響を最小限に抑え、また、国際的な動向に対応すること等を目的として、化審法、毒劇法、家庭用品規制法の科学的な基盤を確立する。

令和8年度概算要求のポイント

【増額要求】国内外で開発されOECDで公定化されるNAMを活用した試験法の行政的な受け入れに対応するための研究
OECDでのNAMのテストガイドライン(TG)化の推進を踏まえNAMの開発を加速し、新興技術に基づく評価法を公定化させること等を目的に、多施設で共同かつ並行して開発等を進めている。特に、国内の試験法開発の円滑化の促進のため、毒性用語に関するデータベースの整備・アップデートを行う必要があり、これに必要な費用を増額する。

【新規】・有機シアン化合物の包括的な急性毒性評価のための研究

- ・化学物質の統合的アプローチによる毒性評価に資するAOPの開発に関する研究
- ・家庭用品に含まれる化学物質の試験法並びにリスク管理に資する情報収集に関する研究
- ・ナノマテリアルの毒性評価法の開発のための研究

これまでの成果概要等

- 国内外で開発されOECDで公定化されるNAMを活用した試験法の行政的な受け入れに対応するための研究(令和7年度継続中)
令和6年度、本研究で開発した皮膚感作性試験代替法EpiSensAがTG442Dに追記され、それに付随する各種報告書等、免疫毒性試験IL-2 Luc LTTのバリデーション報告書等及び光毒性に関する試験と評価のための戦略的統合方式(IATA)がOECDにおいて採択・公開され、国際的な化学物質の評価の発展に貢献した。
- 室内空気汚染化学物質対策の推進に資する総合的研究(令和7年度継続中)
室内空气中化学物質の標準的測定方法(室内空气中化学物質の測定マニュアル)に関して、昨今のサンプリング・分析機器等の技術進展に応じた見直しや、キャリアーガスの代替等について検討し、室内空气中化学物質の測定法(標準試験法)を設定した。
- 家庭用品中有害物質の試験法及び規制基準設定に関する研究(令和7年度継続中)
家庭用品規制法で有害物質に指定されている木材防腐・防虫剤及びそれらで処理された木材中の3種の化合物類に係る試験法について、分析精度の向上等の観点から見直しの検討及び妥当性評価試験を実施し、家庭用品中の有害物質試験法の一部改正(通知として発出)に貢献した。

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

有機シアン化合物の包括的な急性毒性評価のための研究

研究内容

毒劇法において、「有機シアン化合物」が包括的に劇物に指定されている。一方で、毒性等が劇物未満の有機シアン化合物も多く知られており、毒劇法においても200弱の有機シアン化合物が個別に劇物から除外されている。これらは多くの時間と資源を用いて薬事審議会において個別に毒性を確認し除外に至っており、毒性の低い化学物質を効率的に除外することは、毒劇行政において課題となっている。本研究では、調査研究や毒性試験等を実施することで、有機シアン化合物の包括的な除外の可能性について毒性学や物理化学等多面的な観点から検証する。

化学物質の統合的アプローチによる毒性評価に資するAOPの開発に関する研究

研究内容

現在、化学物質の毒性評価において動物使用の倫理的懸念、新規化学物質増加への対応、動物実験結果のヒトへの外挿性課題などの解決のため、新技術やNAMsを活用したリスクアセスメントを促進するべく、in vitroや in silicoの試験結果を含む複数情報の統合的アプローチ（IATA）等の開発が欧米を中心に進行中である。Adverse Outcome Pathway (AOP)はIATAの理論的な基盤となり、人健康影響に関するAOPの開発は、化学物質の毒性評価においてIATAの活用可能性の拡大に大きく貢献が期待できる。本研究では、人健康の全身毒性に関して、特定の毒性に関するAOPを開発し、国際的なAOPデータベースへ提案を行うこと等を目標とする。

家庭用品に含まれる化学物質の試験法並びにリスク管理に資する情報収集に関する研究

研究内容

- ・家庭用品規制法における指定有害物質に関し、ライフスタイル変化に合わせた規制対象となる家庭用品の追加を検討するとともに、通知試験法の分析精度や業務効率化の観点から見直しを検討する。また、キャリアーガスに水素及び窒素を用いるGC-MS分析条件の検討、並びにLC-MS試験法を開発する。開発した試験法の妥当性評価を行う。
- ・家庭用品規制法における未規制物質について、家庭用品安全対策調査会の議論や国内外でのリスク情報等を踏まえ、調査対象物質を選定し、分析法の開発、実態調査及び暴露経路に応じた暴露評価、並びに有害性評価を行い、リスク評価に必要な情報を収集する。

ナノマテリアルの毒性評価法の開発のための研究

研究内容

化学物質の吸入曝露による呼吸器感作は、未だ行政が受け入れ可能な試験法が開発されていない。また、ナノマテリアルは化学物質とは異なり肺内に蓄積されるため、従来の吸入曝露試験のみでは毒性評価が十分に行えない状況にある。先行研究も進められているが、物質の形状、サイズ、物性等の要素を十分考慮した評価系の構築には至っていない。そのため、ナノマテリアルの呼吸器における毒性評価を確立することを目標として、国際動向等の基礎資料収集及び評価法開発のための調査研究を進める。

事業概要(背景・目的)

健康危機管理は「厚生労働省健康危機管理基本指針」において、「感染症、医薬品、食中毒、飲料水汚染その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康危機の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務のことをいい、厚生労働省の所管に属するものをいう。」と定義されており、本研究事業は、国レベル、地域レベルで、これらの様々な健康危機事象に効果的に対応するために、具体的かつ実践的な研究を実施し、全国に普及でき、かつ政策反映に資する研究成果を産出することを目的とする。本研究事業は、地域保健基盤形成、生活環境安全対策、健康危機管理・テロリズム対策の三つの分野における研究を実施し、それぞれの分野において社会のニーズに応じた研究を継続して推進していく。特に新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえた改正感染症法等において新たに制定された施策を着実に実行するための研究を進めることが求められている。

令和8年度概算要求のポイント

- 公衆衛生医師の確保・育成・定着のための広域的取組の活用、DHEAT・IHEAT要員・地方衛生研究所等職員の人材育成等に関する具体的方策の検討
- 地域ケアシステム構築における自治体保健師の技術の獲得や向上のための体制や保健師の役割発揮強化するための方策の検討
- 総合的なマネジメントを担う保健師等の役割・体制及び育成に必要な要素の検討と提示
- 旅館業及び興行場法の施設における空気環境管理に係る検証、クリーニング所における衛生管理要領等の見直しに係る検証、建築物衛生業務等に携わる環境衛生監視員の教育プログラムの開発、などを通じ、衛生環境の確保を推進する。
- 災害時保健医療福祉活動支援システムの改善、保健医療福祉調整本部の標準化モデルブラッシュアップ、より強固なCBRNEテロリズム対策のネットワーク拡充

- 【新規】
- ・効率的・効果的なIHEAT研修の企画立案とIHEAT要員の戦略的な確保のための研究
 - ・DHEAT先遣隊をはじめとする保健医療福祉調整本部支援に携わるDHEATの人材育成及び体制強化のための研究
 - ・地方衛生研究所等におけるゲノム検査等に係る人材育成体制の強化、精度管理手法の確立及び協力体制の充実のための研究
 - ・公衆衛生医師の確保・育成・定着の推進に係る広域的取組の活用のための研究
 - ・災害時の保健活動のアセスメント等に必要な情報及びその把握や分析、活用等についての研究
 - ・旅館業法及び興行場法の施設における感染対策のための空気環境管理を中心とした衛生管理の推進に資する研究
 - ・クリーニング業における衣類消毒基準及び指定洗濯物の衛生管理に関する研究
 - ・建築物衛生業務等に携わる環境衛生監視員のさらなる質の向上を見据えた実態調査及び教育プログラムの開発
 - ・健康危機管理における多組織間・多分野間の連携体制及び人材育成体系の構築

これまでの成果概要等

- ・地域健康危機管理ガイドライン改定案の作成(令和6年度)
- ・災害時保健活動マニュアル策定及び活用に資する最新の知見等の周知・啓発(令和5年度)
- ・公衆浴場における水質基準に関する指針の一部改正(令和6年度)
- ・デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会におけるエビデンス資料として活用。成果として中間とりまとめを作成。(令和6年度)
- ・デュアルユース性に関連する従来の経緯と最近の動向に関する報告書、政策提言報告書の作成に加え、専門的人材の拡充とネットワーク形成し、多様な人々への情報発信を実施(令和5年度)
- ・保健医療福祉調整本部等におけるマネジメントの進め方に関する提案、小冊子の改定(令和6年度)
- ・健康危機に対する多分野連携体制の構築のための方法論(令和6年度)

令和8年度新規研究課題の具体的な研究内容等

地域保健基盤形成に関する研究分野

○効率的・効果的なIHEAT研修の企画立案とIHEAT要員の戦略的な確保のための研究

・自治体やIHEAT要員への調査によりIHEAT要員の確保・育成の課題分析や好事例の収集等を行い、効果的・効率的なIHEAT研修の企画立案のためのガイドラインやIHEAT要員確保に関する実践的な方策・指針等を作成する。

○DHEAT先遣隊をはじめとする保健医療福祉調整本部支援に携わるDHEATの人材育成及び体制強化のための研究

・これまでのDHEAT研修のレビューや講師などへのヒアリングを踏まえ、保健医療福祉本部での活動に必要な技能をもつDHEATを育成する手法の開発やDHEAT全体の体制整備に必要な事項を検討する。

○地方衛生研究所等におけるゲノム検査等に係る人材育成体制の強化、精度管理手法の確立及び協力体制の充実のための研究

・ゲノム検査に係る研修内容・体制の評価とガイドライン等の改定、ゲノム解析の精度管理に関する標準的手法の検討、全国の地方衛生研究所等における理化学分野等の検査体制を踏まえた協力体制の検討を行う。

○公衆衛生医師の確保・育成・定着の推進に係る広域的取組の活用のための研究

・自治体や公衆衛生医師へのアンケート調査や諸外国における施策に関する情報収集等により、公衆衛生医師の確保・育成・定着に効果的な、自治体間で連携した広域的な取組等について検討する。

○災害時の保健活動のアセスメント等に必要な情報及びその把握や分析、活用等についての研究

・保健活動の方針を検討するにあたり、各組織（市町村・保健所・都道府県）にて必要となる共通的な情報を抽出したうえで、その情報の活用等についての整理し、他システムとの連携を視野に入れた災害時に活用できる報告内容の提示する

○感染症対応を含めた健康危機に対応するための保健所における総合的なマネジメントを担う保健師等の役割の検討

・総合的なマネジメントを担う保健師の業務・役割・課題・有事の際に即応するための課題・役割発揮（平時業務との連動等）等について実態把握し、総合的なマネジメントを担う保健師等の平時・有事の役割発揮について分析し、検討する。

生活環境安全対策研究分野

○旅館業法及び興行場法の施設における感染対策のための空気環境管理を中心とした衛生管理の推進に資する研究

エアロゾル感染を念頭に、旅館業法及び興行場法の施設の空調換気設備の種類やその他要因に基づく空気の流れ等の空気環境管理について、実施施設での実測調査等を行い、地方自治法に基づく技術的助言の更新を行うため、最新の知見を収集する。

○クリーニング業における衣類消毒基準及び指定洗濯物の衛生管理に関する研究

・衣類の消毒方法追加に係る海外の規制調査を行う。
・貸しおしぼりや貸しおむつの衛生管理に係る文献調査や実証実験を行う。

○建築物衛生業務等に携わる環境衛生監視員のさらなる質の向上を見据えた実態調査及び教育プログラムの開発

・全国の環境衛生監視員の業務の実態調査（立入検査時のポイントや、改善点がある施設の共通点の把握）。
・実態調査によって得られた知見の横断的展開を可能とする教育プログラム案（集合研修、課内研修）の策定。

健康危機管理・テロリズム対策研究分野

○健康危機管理に関わる人材を効果的に育成するための教育体系の構築に関する研究

健康危機管理に関わる既存の研修について網羅的な調査を行い、その効果や学習内容を評価した上で、体系的な整理を行う。最終的には、それらに基づいた実践的な学習教材や訓練プログラム等、健康危機への実対応時に各団体・機関が円滑に連携して活動を行うための能力を涵養する教材を作成する。

○健康危機管理における多組織間・多分野間の連携体制の構築を推進するための研究

「健康危機管理センターと多分野連携体制の推進のための研究」の成果を踏まえ、標準作業手順書の更新や、ネットワーク会議等の参加者・議題・運営方法等についての検討、研修・訓練プログラムの開発等を行う。さらに、それらを関係機関に広く普及するための方法について検討を行う。